

平成30年第3回喬木村議会定例会会議録 (第 2 号)

平成30年9月9日（日曜日）

午前9時00分 開議

日 程

1. 開 会

2. 日 程

第1 会議成立宣言

第2 会議録署名議員の指名（1番 佐藤文彦議員・2番 下平貢議員）

第3 議員の一般質問

1. 後藤澄壽議員

○要・準要保護児童生徒の給食費補助費の来年度予算要求予定について

○「喬木式柿タンニン・柿番人」について

2. 櫻井登議員

○小中学校の歯科検診後の受診結果について

・その保健指導はどのように

○水道本管の状況はそんな状況か

・老朽化現象は現れているか

・更新計画はどうするか

・管路更新率、及び「0%」の理由は何か

・料金収入減と更新費用見込は

・水道法との関連性については

・企業会計は、次のステップの第1歩か

・向上のための対処は

3. 木下温司議員

○広島平和のバス事業について

○公共交通の今後について

4. 福澤眞理子議員

○小学校、中学校、保育園等子どもたちと先生方が安全に安心して活動できる環境をどうつくるか

○子どもの医療費窓口完全無料化について

5. 東原靖雄議員

○矢筈公園キャンプ場の見直し、整備について

6. 下平貢議員

○喬木村の地域防災力の強化について

1. 喬木村総合防災訓練の検証について

2. 喬木村のBCP（業務継続計画）の策定状況は

3. 次世代に向けた消防団組織のあり方は

4. 地域防災力強化に向けた啓蒙活動について

7. 後藤章人議員

○小中学校へのエアコン設置について

○危険なブロック塀等の撤去補助について

8. 中森高茂議員

○リニア開通に向けた喬木村のリニア対策関係事業への取り組みと今後の事業予算について

3. 散 会

応集議員 12名

出席議員 12名
(別表のとおり)

欠席議員 0名
(別表のとおり)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名
(別表のとおり)

本会議に職務のため出席した者の職・氏名
(別表のとおり)

1. 開会

○議長（下岡幸文） おはようございます。本日はご苦労さまです。

定刻となりましたので、ただいまから平成30年第3回喬木村議会定例会を再開いたします。

2. 日程

=== 日程第1 会議成立宣言 ===

○議長（下岡幸文） 日程第1、会議成立宣言。

本日の出席議員は12名であります。

定足数に達していますので、会議が成立していることを宣言いたします。

地方自治法第121条の規定により、市瀬村長ほか関係課長の出席を要請してあります。

本日の日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

=== 日程第2 会議録署名議員の指名 ===

○議長（下岡幸文） 日程第2、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第122条の規定により、1番、佐藤文彦君、2番、下平貢君を指名します。

=== 日程第3 議員の一般質問 ===

○議長（下岡幸文） 日程第3、議員の一般質問。

これより一般質問を行います。

一般質問は通告制です。議員はあらかじめ通告した内容に従い、質問をしてください。

通告にない場合は、発言を止めることがあります。

議員はルールを守って質問をしてください。

議会基本条例第11条第3項の規定により、議長の許可を得て、議員の質問に対して理事者・職員が反対質問できることになっておりますので、反対質問がある場合は、

その旨を申し出てください。

なお、質問と答弁の時間は、トータルで40分であります。

質問者及び答弁者は、明確かつ要領よくお願いいたします。

残り時間につきましては、10分前から表示します。

質問者、答弁の際は、挙手をお願いします。

質問者は、質問に入る前に議席番号、氏名を言ってから質問に入ってください。

◇ 通告1番 後藤 澄壽 ◇

○議長（下岡幸文） それでは、通告1番、後藤澄壽君。

○5番（後藤澄壽） おはようございます。議席番号5番、後藤澄壽でございます。

最初の質問は、要・準要保護児童生徒の給食費に関する質問をいたします。

学校給食は「食育」ということで、教育の一環として行われるものでございます。

したがって、憲法26条の「義務教育はこれを無償とする」という原則に基づきまして、児童・生徒の全員の給食費が無償化されてしかるべきと考えるわけでございます。

しかしながら、これが予算上の理由によって無理ということであるならば、必要な児童・生徒の給食費の無償化、すなわち実費支給が行われるべきだと考えます。全国的にも要・準要保護児童生徒の給食費の実費支給という大きな流れがございます。

「喬木村要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱」の中にも、要・準要保護児童生徒の給食費の実費支給を行うと明記されております。

しかしながら、これには補則規定がございまして、これは予算の範囲内で支給できるものとする、このようになっております。

したがって、これが実現できる予算を計上していただかないと、実現できないということになっておるわけでございます。

そこで質問でございます。

来年度予算要求におきまして、この要・準要保護児童生徒の給食費の実費支給のできる予算要求をしていただく予定はございますでしょうか。もしその予定がないということでしたら、それはいかなる理由によるものでしょうか、ご説明いただきたいと思っております。

以上、質問いたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

丸山教育長。

○教育長（丸山貢弘） ただいまの後藤澄壽議員のご質問にお答えいたします。

要保護・準要保護児童生徒援助費の給食費に対する補助を、6割から実費支給に引き上げることへのご質問は、平成29年第2回定例会、第4回定例会で答弁させていただいております。

要保護・準要保護児童生徒援助費の支給を受けている世帯の経済状況や、給食費の納入状況につきましては、昨年の第4回定例会で答弁したとおり、状況は変わっておりません。

学校給食を通じての食育は、児童・生徒が食を通じて地域を理解することや、食文化の継承を図ること、食生活が自然の恩恵の上に成り立っていること、安全な給食を毎日提供してくれている調理員の方々への感謝の気持ちを育むことなどであり、学校給食を無償で提供していくことが、児童・生徒の食育に必要であるというご意見には疑問を感じております。

自然の恩恵を受けていること、毎日の給食ができるまでは多くの方々の関わりがあることを感じ、食の提供を受けることには費用がかかるという認識を持っていただくことが、児童・生徒の将来、今後の生活に役立っていくものと考えております。

以上のことから、要保護・準要保護児童生徒援助費の学校給食費の支給は、喬木村としては、6割補強が、補助が妥当であると考えているため、来年度予算に給食費の実費支給ができる予算を要求していく予定は、現段階のところございません。

給食費の補助についての村の方針は、昨年より数回にわたりお伝えしておりますので、議員の大多数の方が給食費の無償化を推進していくというお考えでしたら、議会の中でご検討いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

後藤澄壽君。

○5番（後藤澄壽） また今後、議会の中でも議論を進めていきたいと思いますが、実は支援学級に在籍する児童・生徒の給食費の実費支給ということは実現しております。

したがって、この要・準要保護児童生徒の給食費の実費支給ということも、ぜひ来年度予算で実現していただきたいと、重ねて要望する次第でございます。

次に、この役場の入り口の道を挟んだ向こう側に商工会館がございます。その商工会館の入り口のところに、柿プロジェクト、喬木式柿タンニンの旗が掲げられており

ます。

次の質問は、この柿プロジェクトについての質問をいたします。

ある経済学者の予言によりますと、現在の大量生産の大企業の時代から、差別化生産のニッチトップ企業の、このニッチトップ企業と申しますのは、「下町ロケット」で描かれましたようなああいう世界的なトップレベルの技術を持っておりまして、その企業にしかできない製品を作り出す、こういう企業のことでございますが、こういうニッチトップ企業の時代になるということでございます。これは同時に、大都市集中型の社会から地方分散型の社会へと移っていくということも意味しているわけでございます。

さて、柿タンニンでございますが、これは普段は捨ててしまう柿の皮から柿タンニンを抽出いたしまして、カビを防いだり抗菌効果のある食品添加物をつくり出そうというプロジェクトでございます。

私は、この柿プロジェクトの中心になっている方から、このプロジェクトの立ち上げ当初からいろいろお話を伺っておりました。そして、これはことによると喬木の農業振興の目玉商品の一つになるではなかろうか。さらには、先ほど述べましたニッチトップ企業へ成長していく可能性を持ったプロジェクトではないかということで、強い期待感を持って注目していたところでございます。

その後、この柿プロジェクトにつきましては、イメージキャラクターの募集がございました。そして、応募した小学生の作品が採用されまして、大々的に宣伝していくということになりました。

このような形で、村を挙げてのこの支援態勢が段々できていくのかなあという感想を持った次第でございます。

また、この柿プロジェクトにつきましては、喬木村商工会、大学、村当局、この産学官連携によって推進されていくというお話も伺っております。

そこで質問でございます。

この喬木柿プロジェクトに対する産学官連携の現状はどのようになっていますでしょうか、質問いたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

松島産業振興課長。

○産業振興課長（松島淑宜） お答えいたします。

市田柿の色差分解による機能性食品原料商品化事業に係る会議は、商工会において

はこれまで3回開催されているようですが、商工会から役場宛に案内があったのは第2回目からになります。

この第2回目の会議は、近畿大学薬学部との産学官連携を目指した懇談会として、6月28日に喬木村商工会館にて開催され、役場としましても初めて出席したところでございます。内容は、いわゆる顔合わせであり、関係者15名が一堂に会しました。

その後は、8月24日の第3回目の会議に出席しております。こちらは、喬木村商工会と近畿大学の間で、柿の色差分解物中成分の分析に関する委託研究について、7月24日の契約締結後、キックオフ会議として開催されました。

以上のとおり、これまでのところ、商工会からの案内により会議に2回参加しておりますが、村には具体的な要請がきておりませんので、関係者の主体的な取り組みに沿いながら、要請があった場合には、村としても協力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

後藤澄壽君。

○5番（後藤澄壽） この連携がですね、今後さらに具体化されて、このプロジェクトがですね、強力に進められていくことを強く念願する次第でございます。

ところでですね、一つここで提案がございます。

これは、こうしたこれから連携が段々つくられていくと思いますけれども、この連携の中にですね、地元の高校を付け加えていただけないかという提案でございます。

この地元の高校の中には、地域教育を行っている高校、食品化学を学習している高校がございます。こうした高校をですね、この柿プロジェクトの連携の中に加えていただくなれば、高校生たちがですね、実際のこうした製品づくりの中で、地域の食材を生かした製品づくり、また、その製品づくりの中での食品化学の応用というようなことを具体的にこう学んでいただけるのではないかということでございます。

また、そうした体験を通じましてですね、将来、こうしたニッチトップ企業のもので、中心となって活躍できる、こういう人材を育成することにもつながるのではないかという期待感を持っているわけでございます。

そんなことではございますが、そこで質問でございます。

いま提案いたしましたように、この柿プロジェクトの連携の中にですね、地元の高校を付け加えていただくという提案に対しまして、どのようにお考えでしょうか、質問いたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

松島産業振興課長。

○産業振興課長（松島淑宜） お答えいたします。

先ほどもお答えさせていただきましたが、村は商工会からの案内により出席している立場であり、本件についての事業主体は商工会のため、議員からのご提言がございましたら、商工会へ直接お伝えいただくのがよろしいのではと考えます。

また、今回の取り組みは、色差分解した成分をさらに分子レベルで分析し、安全性を確認するという委託研究を近畿大学と契約しているものであり、会議の中でも、化学の世界や学会のような議論が交わされていることから、議員の想定しているような会議かどうか、商工会にお問い合わせいただくことで正確な情報を得ていただけるものと存じます。

以上でございます。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

後藤澄壽君。

○5番（後藤澄壽） 実は、商工会の会長さんなどですね、非公式な形ではちょっとご相談を申し上げております。

いずれにしろ、この柿プロジェクトはですね、これからのニッチトップ企業の時代、地方分散型の社会の時代をですね、象徴するプロジェクトになり得るものであると強く期待しているところでございます。村内外の方々との連携によりまして、このプロジェクトがですね、順調に推進されることを強く願うものでございます。

以上をもちまして、私の質問を終了いたします。

○議長（下岡幸文） 以上で後藤澄壽議員の質問を終わりました。

◇ 通告2番 櫻井 登 ◇

○議長（下岡幸文） 続きまして、通告2番、櫻井登君。

○4番（櫻井 登） おはようございます。議席番号4番の櫻井登でございます。

台風21号並びに北海道の胆振地方の地震、大きな災害に見舞われました被災された方々に、心よりお見舞いを申し上げます。

私がまず最初に質問させていただきたいと思いますのは、小中学生の歯科検診というところでございますが、私も子どもの頃、小学生の頃とかは、長期の休みを利用して歯医者さんに通ったものでした。というところで思い浮かべてみますと、現在と

いいですか、今の小学生、中学生の歯科検診後の受診の状況、こういったのはどうなっているのか。

また、その歯科治療受診の結果ですね、学校の方でデータがあるかとは思いますが、そういった面での保健の指導、そういったのとか、あるいは受診されてない小学生、中学生がおられるのか、そこら辺の対応がどうなっているのか気になりましたので、お尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林田 諭） 小中学生の歯科検診の受診結果の状況につきまして、お答えいたします。

今年30年の5月に実施されました小中学生の歯科検診の結果の中で、要治療、治療が必要だと診断された児童は、割合になりますけれども、第一小学校が受診者の40%、第二小学校は受診者の15%、中学校は受診者の9%となっております。

その中で歯科治療を受診した割合になりますけれども、まだ年度途中ですけれども、9月1日現在で、第一小学校は要治療の方の32%が治療を受けております。第二小学校は43%、中学校は41%というような状況になっております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） ただいまの答弁で、数値がまだ9月の1日現在ということで、途中での数値でございましたので、これから先のことはわかりませんが、なるべく大勢の児童・生徒の皆さんに歯科治療を受けていただくように、さらに勧めていただければと、そんな指導をしていただければと思います。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。

日本列島は地震列島という非常に地震が多いわけですが、熊本地震、それから大阪北部地震、そして最近の北海道地震。地震といえばですね、私たちの生命に関わる水道のことがまず頭に浮かんでくるわけですが、日々何もなく生活用水として利用させていただいていることにつきましては、感謝をしているところでございます。

しかし、その地震によって破断が原因で断水というのがですね、復旧するのに長期間期間を要していたというような状況もございます。

そこで、村の状況をちょっとお聞きしたいと思います、基本的なことですが、管路の総延長というものは概ね101キロということでよろしいでしょうか。

また、耐用年数が40年ということで考えておりますが、そこら辺もちょっと確認をさせていただいて、あとまた耐用年数を超える管路の総延長、これがありましたらどのくらいあるのか。そして、5年以内ぐらいにまた耐用年数を迎えるという管路の総延長がどのくらいあるのか。これについてお尋ねしたいと思います。お願いいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

福澤生活環境課長。

○生活環境課長（福澤博之） それでは、お答えさせていただきます。

現在の管路延長は110キロになります。で、法定耐用年数については40年。で、耐用年数を超えている管路については4.5キロ。で、今後、5年以内に新たに耐用年数を迎える管路延長については15キロということでございます。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

議長の方からちょっとご質問させていただきますが、通告の2番の質問については、取り消されたということによろしいのでしょうか。

○4番（櫻井 登） 1番目ですか。

○議長（下岡幸文） ええ。

○4番（櫻井 登） これから

○議長（下岡幸文） 未受診の対応をどうされているかお聞きしますという質問については、取り消されたということですか。

○4番（櫻井 登） 先ほどの質問で終了しております。

○議長（下岡幸文） じゃあ2つの質問に分けて通告を出したのに、1回で質問されたということですか。

○4番（櫻井 登） そうです。

○議長（下岡幸文） はい。

○4番（櫻井 登） すいません。それじゃあ続けて質問をさせていただきます。

ただいま大体基本的な数値をお聞きしたのはですね、水道はやはり耐用年数まもなく、これ全国的な傾向だと思うんですが、耐用年数を迎える、そういった水道の状況が多いと思います。一般的な表現になりますが、老朽化現象というものが、その言葉が適切かどうかわかりません。劣化というのか、何というのかわかりませんが、水道管の老化現象ということでお尋ねしますと、先ほども申しました破断による断水とか

漏水ですね、こういったのが非常に長期化に工事、復旧工事が長期化するというニュースもあるわけでございます。そういう中で、老朽化による破断の心配というのが、本村においてあるのか、ないのか。今まであったか、ないのかということも含めてですね、それを教えていただければと思いますし、もし破断がないということでもございまして、耐用年数を考えた場合に、老朽化の状況であるとか、管路の長寿命化対策ですね、そういったことの管路の維持、こういったものについてはどのような方針によって進められているのか、お尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

福澤生活環境課長。

○生活環境課長（福澤博之） 管路の老朽化に関するご質問ですけれども、水道管の方は基本的に地下埋設物ですので、直接目視による確認というのは、することができないというのが現状でございます。

具体的な症状としましては、漏水等というものがあるのか、ないのかと思うんですけども、特に耐用年数が過ぎている管だから多いということとはございません。

あと破断ということでご質問がありましたけれど、破断というものが起きた現象はございません。

で、大規模地震が来た場合にですね、今回、北海道で来たような地震が来てればですね、破断ということもある可能性というものはないことはないのかもしれないですけど、物理的に道路が、今回もあります、1メートルも隆起したり沈下しているような状況で、それを防ぐような管を物理的に造るというのは、現実的には難しいというふうに考えております。

ですので、村としましては、復旧、早期復旧というものを念頭に置いて準備していきたいというふうに思います。

あと管路の長寿命化ということですけども、これは水道企業としての経営状況を見ながらですね、計画的に改修を行いまして、その際に、改修する際に耐震性の高いものを入れていければというふうに考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） ただいま答弁いただきましたので、その対応、対策といったものにつきましては、概略わかりました。

次に、その更新計画といいますか、水道を村が引かれてから、いつごろ引かれたか

ということ、それから工事期間はどのぐらいを要したのかということですね。それによって更新時期というものがおよそ40年スライドした後、いつごろになってくるのか。そういうものの判断といいますか、それとあるいはまた更新の管の取り替えですけども、そういったものの実際がどういうふうになっているのか。そこら辺をまたちょっと教えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

それから、次に、続けてなんですが、管路の更新率、これが平成27年度が2.95%、そして28年度が1.34%、そして29年度は0%ということで、徐々に更新率が少なくなってきておるわけですが、これはどんな理由があったのかということをお聞きしたいと思います。

続いて、もう1つの質問ですね、更新に関わるですね費用、これにつきまして、水道料金の収入減というものが、人口減少であるとか、あるいは最近の節水対応型の機器等の普及によってですね、水の需要が減ってくると、料金収入の先細りということになって、更新費用への影響というものがあるのかという懸念もあるわけですが。

こういった部分につきまして、どのような対策等があるのか、併せてこの3問につきまして、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（下岡幸文） 櫻井議員に申し上げます。

一般質問につきましては、一問一答制というふうになっていますので、ルールに従ってお願いいたしたいと思います。

それでは、答弁、すいませんが3問ずつ、1つずつお願いいたします。

福澤生活環境課長。

○生活環境課長（福澤博之） 1つずつというのは、とりあえず1問お答えすれば、3問とも答えればよろしいですか。

○議長（下岡幸文） 3問の答えをお願いします。

○生活環境課長（福澤博之） はい。

それでは、更新計画についてです。

開始時期につきましては、昭和51年、それまで地元管理でありました阿島・小川・伊久間の3簡水を統合・創設しました喬木簡易水道が村運営の始まりということでございます。昭和58年の南部簡易水道、昭和60年の大島簡易水道創設を経まして、5度にわたる拡張工事に併せ、管路整備を行ってまいっておるという状況でございます。

更新時期につきましては、喬木村上水道事業基本計画を基本としまして、補助制度を活用、最大限活用して更新をしてきております。

老朽化対策と更新計画につきましては、企業会計の決算で作成します財務諸表を活用しまして、今後策定します経営戦略及びアセットマネジメント計画によりまして、更新時期の最適化というものを検討させていただいて、今ある現管路を最大限に活用することを基本として計画を考えていきたいというふうに思っております。

あと管路更新時期のご質問、管路更新率のご質問でございます。

平成27年度から28年度にかけてまして、管路更新率が縮小されているということですが、平成25年度から平成28年度までに実施しました統合簡易水道、違います。統合簡水の事業によりまして、施設や管路の更新事業を行っております。この事業における年度ごとの実施状況というものによりまして、たまたま更新した管路の延長が減少したということございまして、特に村として意図があって縮小したというものではございません。

で、29年度、昨年度が0%の理由ということですが、これにつきましては、企業会計にしたということで、初年度ということもありまして、管路更新等の投資事業の方は控えさせていただいたということで、0ということでございます。

あと収入減等のご質問でございますけれども、料金収入の予測とか更新費用の見込みというものは、これから立てます経営戦略の策定によって明らかになってくるということでございます。

で、法適化の初年度ですね、29年度の決算状況を見ますと、更新に必要な事業等、いわゆる補助金相当額を除きました減価償却費というものを確保した結果でですね、1,391万円ほどの利益剰余金を出すことができしております。しかしですね、今後、人口減少等もございまして、料金収入というのは減っていくという予想はしております。

さらに、更新に必要な補助金というものも削減されるというものも予想はされております。

で、更新費用節減のためにできる限り、今ある管路というものを利用して延命化を図る等ですね、経営努力ということをしていきたいとは思っておりますけれども、費用の方が収入を上回るということが起きうる可能性はございます。そういった場合にはですね、水道運営審議会等諮問などでですね、住民の皆さまにご意見をいただきながら、料金改定というものもさせていただいて、水道事業の安定供給ということは

してまいりたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） ただいまの答弁で、更新率の部分もはっきりとわかりましたし、それから、収入減に伴ってこの更新の費用というものをどのように考えていくかということがわかりました。

次にですね、今までのその水道の更新とか、そういったものにつきましてお尋ねしてきたわけですが、こういった更新というのが全国的な状況に、時期に来ているということと、併せて、水道法との改正がですね、いま取り沙汰されているわけですが、参議院で継続審議ということになっておりますが、この水道法改正のポイントというのが、水道事業の民営化というもので、皆さん、報道を受けて、村民の皆さん、ご承知のこととは思いますが、日々生活用水に関わる水道事業というものを今までどおり堅持をして、そして利用できるということが、この水道事業の一番の使命であると思います。

広域化とか、あるいは運営権の民間移譲、あるいはコンセッション等の話題もありますが、そういったもので水質低下、あるいはサービスの低下、そして給水原価が上がってくるといことになりますと、水道料金への転嫁というものも出てくると、先ほどのお話にもありましたけれども、出てくるとは思います。できることなら、なるべくそういうことにならないように思うわけですが、そういう水道法との関連性、現段階の状況とか方針、そういったものはどのようなお考えがあるのか、お尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

福澤生活環境課長。

○生活環境課長（福澤博之） 水道事業の民営化に関連します水道法改正案というものはですね、国会で継続審議というものになっておりますけれども、水道法の方、改正案がどうであれ、現時点では喬木村としましては、水道事業の運営権を民間移譲というものは考えておりません。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） 今の答弁をいただきまして、安心をしたところでございますが、この

水道法改正によってですね、何と言いますか、その前の段階というようなことで、企業会計が全国的にこれ導入されてるのかなというような考え方もするわけでございます。水道事業のその会計基準が企業会計に統一ということで、それがゆくゆく、今はないというお話でしたが、広域化とか、あるいは民営化、こういったものがあるのかという不安がございますし、今は当面ないということでございますが、そういった運営上の問題がですね、この水道会計の仕組みということであるわけでございますが、従来の大福帳システムと申しますか、そういった仕組みよりは、この企業会計の方が、水道事業の場合は向いているかと思えますけれども、この民営化とか、運営権を民間に移譲するような容易な状況であるわけでございますが、そういったのを、先ほどはないというお話でございましたが、企業会計が導入をされたということは、そういったものの前段階のことかということ、ちょっと確認の意味を含めましてお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

福澤生活環境課長。

○生活環境課長（福澤博之） 水道事業の民営化というものをご心配されているようですが、今回の企業会計の移行につきましては、簡易水道を統合しまして上水道にしたということ、あと将来にわたりまして、安心、安全な水を未来まで供給できる経営の判断材料を整えるということが主な理由でございます。

あと広域化につきましては、経営の効率化のためにですね、飯伊圏域水道事業広域連携検討会というものがございまして、その中で研究はしておりますけれども、これもあくまで経営の効率化というものの研究のためでございまして、現時点では、喬木村において水道事業を民営化するという考えの方は持ち合わせておりません。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） 広域的なお話もございました。各地域間と申しますか、事業体の状況もそれぞれさまざまであると思えますので、なかなか、喬木の場合は、資料等見せていただいた範囲の中では、類似団体の数値よりは安心できる数値であるかなというふうに見せていただいたのと、今のただいまの答弁で、即そのような動きではないんじゃないかという、ひとつの安心感を持ちました。

続きまして、向上のための対処ということで、水質向上とか、あるいはサービスの向上、こういったものにつきましては、どのような対処をされているのか。

管路というものは、先ほどお話がございましたように、土の中のものでございますので、某かの原因によって損傷というものもあるわけでございます。そこから水質の異常というものも発生が考えられるわけでございますが、毎日日々使うその生活用水、これには異常があっては困るわけでございます。

そういった場合を考えまして、サービスあるいは水質、こういった向上について、どのように対処といたしますか、お考えをされておるのか、お聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

福澤生活環境課長。

○生活環境課長（福澤博之） サービス向上というものに対するご質問かと思えます。

おいしい水をですね、より安く、より安全に提供できれば、それが最高なのかと思えますけれども、料金につきましては、先ほどから言っておりますが、今後の人口動態というものを予測する中で料金を安くというのは、正直難しいのかなというふうには思っております。

また、今回もありましたが、大規模な災害等が予測される中でですね、管路の方を計画的により耐震性のあるものに更新していくということですね、こういった地震があったような場合に、そういう災害箇所ですら少しでも減少させてですね、より安全に安心して飲んでいただける水を提供していくということで、サービス向上というふうを考えていきたいと思っております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） ただいま答弁いただきましたので、非常に安心した水道水を日々飲み続けていくということが可能であるなという思いをいたしました。

多岐にわたる質問を、いろいろな角度から詳しく答弁をいただきまして、ありがとうございました。

以上で私の質問を終わります。

○議長（下岡幸文） 以上で櫻井登議員の質問を終わりました。

ここで議長より再度お願いがございます。

当議会の一般質問におきましては、事前通告制と一問一答制をとっております。そのルールに従いまして質問をいただきますようお願い申し上げます。

◇ 通告3番 木下 温司 ◇

○議長（下岡幸文） 続きまして、通告3番、木下温司君。

○9番（木下温司） おはようございます。議席番号9番、木下温司です。

村内にも多くの被害をもたらしました台風21号の後には、北海道での地震災害、その前には西日本での豪雨災害と、このところ日本列島各地で自然災害が発生しております。被災された方、犠牲になられた方に、心からお見舞いを申し上げます。

さて、今回は、広島平和のバス運行事業についてと、公共交通の今後についての2つの質問をさせていただきます。

まず、最初に、広島平和のバス事業についてでございますが、この事業については、平和学習としては非常に重要な事業と考えておりますが、今年度の状況を見まして、いくつか質問をさせていただきます。

戦後73年、悲惨な戦争の記憶が薄れていく中、今年も村では平和のバス運行事業が行われました。平成22年から始まったこの事業も、今年で9回目を迎えました。

この事業の目的は、喬木村における平和推進事業の一環として、広島平和記念式典への参加、原爆に関する施設の見学を通じ、戦争の悲惨さや被爆の恐ろしさを実感し、生命の尊厳、平和の尊さを確認、平和の推進を図ることとされております。

期日は、毎年8月5日に出発し、6日の日に記念式典に参加してきました。参加人員は35名を目標に、バスが45名乗りですので、大体35名から40名という形になろうかと思いますが、毎年参加者を募集してきましたが、今年度は全員で26名と、平成23年の第2回に次ぐ少ない結果となりました。

この参加が少なかった原因はどこにあったのか、分析等を行ったのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

丸山教育長。

○教育長（丸山貢弘） 木下議員のご質問にお答えします。

広島平和のバス運行事業は、議員ご指摘のとおり、平成22年から始まり、今回で9回目になり、本村の平和推進のための中核事業になっております。

本年度、私も参加させていただきました。広島平和記念公園を訪ねるのは3回目でしたが、平和記念式典への参加は初めてでございました。改めて原子爆弾、通称リトルボーイが投下された広島に立ち、原爆ドームを目の当たりにし、平和記念資料館で当時の遺物に触れたとき、平和の尊さを思い、また、投下された場で催される式

典において、地元市長の平和宣言、小学生の平和の誓いを聴くことで、その重みが胸に迫りました。

さて、本年度の参加者は、一般6名、中学生18名、事務局2名の計26名でした。

参加者が少なかった原因について、過去5年間の参加者の内訳をもとに分析したところ、本年度は中学生の参加がやや少なく、平成26年・27年当時より一般参加者が少なかったことがわかりました。出発した8月5日は日曜日で、中学生は部活動の大会への参加、一般の方は、当日、長野県知事選挙があったことと、過去に行ったことがあるからということで、手を挙げなかった方もいらしたようです。

さらに、以前、小学生が参加した年がありましたが、保護者が同伴したことで可能になったと考えられます。

以上です。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

木下温司君。

○9番（木下温司） 今、教育長ご説明のとおりで、何年かの分析を行っていただいていると思いますが、実は一番少なかったのが平成23年の第2回目で、これが24名だったと思うんですが、その原因の一つとして、2回目はおそらく少なかった理由がわかるんですが、第1回目のときが、ちょっとホテルが遠くて、朝4時起きしておにぎりで会場に駆けつけ、その帰ってくるのが渋滞に巻き込まれて、次の日の1時頃帰ってきた。そんな記憶がありますけれども、そんなことで若干やっぱり広島まで遠いということで、参加が少なかったんじゃないかなあという、一つの原因じゃないかなと思っております。

私もこの事業が始まった平成22年に、当時のくりんネットに勤務しておりましたので、この事業への理解と今後の参加者を拡大したいということで、取材を兼ねて参加をさせていただき、番組を制作し、放送したことを覚えておりますけれども、取材を通じて感じたことは、観光では何度も行っているんですけども、記念式典に参加することによって、被爆の恐ろしさ、生命の破壊など、平和宣言や子どもたちの平和の誓いを聴く中で、改めて平和の尊さを感じたものでした。

今まで参加者募集に苦労した年もあったようですが、担当者の努力もあって、予定人数までこぎ着けたと聞いております。

さて、せっかくの平和のバス事業、予算計上もバス代を含めて、30年度予算では160万円ほどが計上されておりますが、有効な経費の活用が望まれますが、来年度

に向けて今から対策を練っていかなくてはならないと考えますが、どのような対応をされるのか、お聞きをいたしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

丸山教育長。

○教育長（丸山貢弘） 広島平和のバス運行事業は、村が大事にしている事業であり、次年度についても実施するための予算を計上する予定であります。

また、冒頭に申したとおり、平和について現地で学ぶためにも、より多くの方々に参加してほしいと考えます。

そのために、より一層の広報活動と啓発活動に努めたいと思います。

具体的には、公民館平和学習会において、戦争及び平和への学習を深め、広島平和のバス参加への意義を伝えたり、学校にも協力していただき、中学生全体、あるいは小学生高学年にも、本事業の重要性の理解を求めていきたいと思ひます。

また、小中学校の保護者参観日等の機会を通して、チラシを配布し、保護者への啓発も行い、参加も募集したいと考えます。

さらに、本年も行いましたが、チラシの組合回覧、くりんネットによる音声告知放送の活用、また、いくつかの団体に参加もお願いしてきましたが、次年度はより幅広く周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

木下温司君。

○9番（木下温司） ぜひとも参加者が多くなるような対策をお願いしたいと思います。

そこで、一つの提案ですが、現在、事業が終わると、参加者からの感想をまとめた報告書が作成されます。それ自体は、当然公費を使つての事業ですから当たり前ですが、報告書も事務的に出されるだけで、ほとんどが活用されていないと思ひます。

報告書の活用した、報告書を活用したくりんネットの番組、報告会など、何らかでの活用、平和バス事業の大切さを伝えていく努力が必要と考えます。

先日の新聞で、中学生が、同じく広島に派遣した子どもたちから成果報告会を実施したという塩尻市の記事が載っておりました。

何らかの機会を通じ、こうした機会を設けることにより、参加者が、多くの住民の皆さんの心に平和の尊さを伝えられるのではないかとと思ひます。

また、募集の方法についても検討していただくということですが、幅広く各種団体

からの参加者を募ることにより、団体内での報告を通じ、さらなる参加意識を高めることができるのではないかと感じます。

成果を伝える取り組みについて、先ほどの答弁の中にもありましたが、今後どのように対応されるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

丸山教育長。

○教育長（丸山貢弘） 一般・中学生の参加者からは、原爆投下の現実、事実を、目の前の建物や資料館の資料、また式典参加の声等に触れ、「参加してよかった」という振り返りがありました。

この事業が終了後、参加者からは感想文の提出をお願いしました。全員の方の感想文を冊子にまとめ、参加者や学校に配布します。さらに、本年度は、教育委員会はもとより、図書館等の公共施設にも配布して展示してもらい、本村の皆さまにも手に取っていただけるようにしてまいりたいと思います。

併せて、団長以下数名の参加者の感想文を公民館報に掲載し、広くこの事業の意義を啓発してまいりたいと思います。

議員からご指摘いただいたとおり、今後、くりんネットを使って、報告あるいは報告会というのも行っていけたらなあということも考えております。

以上でございます。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

木下温司君。

○9番（木下温司） 同じような質問になるかとは思いますが、また今回、中学生が18名、一般が4名、事務局4名と聞いておりますが、ちょっと数字的な部分、確実かどうかわかりませんが、1回目と2回目は一般の参加が多かったんですけれども、3回目以降は中学生が20名以上、1回目から5回目までは小学生の参加もあり、平和記念式典への参加により、子どもたちの心に戦争の悲惨さと命の大切さを焼き付けることができたのではないかと感じております。

そんな状況の中、6回目以降、小学生はゼロとなり、一般の参加も少なくなってきました。

今後、この事業を継続するにあたって、学校関係への参加の呼びかけが今年は弱かったのではないかとと思いますが、実際はどのような状況であったのか、伺いたと思いますが、先ほどの答弁の中にも出てきておりますので、ちょっとダブるかもしれま

せんが、よろしく申し上げます。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

丸山教育長。

○教育長（丸山貢弘） 本年度の中学校への募集に関しましては、特に毎年参加の中心である中学3年生全員へのチラシ配布をお願いしました。

この事業は、学校行事ではありませんが、学校もその意義を理解し、積極的に呼びかけていただき、協力していただきました。

先ほど答弁しましたことも含め、広範囲にわたって周知し、募集をしてまいりたいと思います。

なお、広島平和のバス運行事業は、来年で10回目を迎えます。10年を節目に、平和のバス事業のあり方や今後の平和学習の進め方について、総合的に検討してまいりたいと思います。

来年は、今まで同様の広島平和のバス運行事業を計画する予定ですので、多くの議員の皆さま方のご参加もお願いいたします。

以上でございます。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

木下温司君。

○9番（木下温司） 直接この平和のバス事業と関係しているかどうかわかりませんが、喬木村の平和学習の歴史は、平成8年に他人会による「この子たちの夏」を上演し、被爆者の心情を、朗読詩によって上演し、平成15年に第1回喬木平和のつどいが始まり、平成19年第5回には、喬木の皆さんによる「この子たちの夏」を上演することができました。そのとき私も演出として参加をさせていただいて、舞台を成功できたことを覚えております。

そして、平成22年から始まった平和のバス事業、お隣の高森町では、30年目の節目となる今回、33人が参加し、延べ900人近くを派遣しております。

喬木村は9回目で、延べ310名となっております。

今後、事業の内容を各区・自治会へも徹底し、有効な事業となるようお願いし、今もお話のように、来年は10回目の節目の年、多くの参加者が被爆地広島に足を運んでいただき、平和への思いを伝える要としていただくことをお願いし、1つ目の質問を終わります。

続きまして、公共交通の今後について、お伺いをしたいと思います。

喬木村の村民バスは、地域住民の通学など、地域住民の足として地域交通の要となっています。ただ、来年度以降の運行にあたって、委託先の信南交通から撤退の通告がなされました。理由は、運転手のなり手不足から必要な人数が確保できないということです。

昨年の飯伊地区議員研修会の講演の中でもこのことが指摘されていましたが、こんなに早く現実となるとは思いませんでした。

国交省によれば、バスの運転手不足は全国的な傾向で、今後、バスばかりでなく、タクシーの運転手不足など、高齢化の進む山間地において住民の足となる公共交通の維持に影を落とし始めております。

さて、今年度以降の運行計画について、新聞報道がされた中、何社か委託運行について受託したいという話がきているという話をお聞きしておりますが、来年度の予算編成等にも関わってくると思われまます。

現在の状況について、お聞きをしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

村澤企画財政課長。

○企画財政課長（村澤明彦） 現在、村民バスの運行を委託しております信南交通株式会社より、平成30年6月8日付にて、本年度末をもって撤退の意思が伝えられまして、詳細につきましては新聞報道のとおりでございます。

新聞報道の後、2社から31年度以降の運行を受託したい旨の申し出をいただいております。極力現在の運行体系を維持できるよう、10月中を目途に業者選定をしていく予定となっております。

以上です。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

木下温司君。

○9番（木下温司） また、対策については、今後契約にあたって十分な審査が行われると思いますが、運行にあたっては、整備など信頼できることが必要です。

先日の群馬県の防災ヘリ墜落事故の状況でも感じましたが、群馬県の防災ヘリの委託先は東邦航空、新聞記事の中でも、直接の原因ではないかもしれませんが、パイロットの健康状態、整備状況も調べる必要があると、運輸安全委員会の元メンバーも述べております。

バスについても、人命を預かるものだけに、安全な運行が維持できるよう、整備、

運転者の資質など、種類での整備状況だけではなく、信頼できるチェック体制が必要と考えます。

今まで信南交通というブランドで信頼し、あまりこのようなことに触れませんでした。こうしたことも考慮し、委託業者選定が必要と考えますが、お考えをお聞きいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

佐藤副村長。

○副村長（佐藤博一） 運行業者の選定にあたりましては、議員のおっしゃったとおりだというふうに考えておりました。単純に金額だけの選定では運行に不安が残りますので、道路運送法をはじめとする各種法令ですとか、規則に係る許認可、免許があるということだけではなくて、それに基づいた業務遂行をするための運行管理体制ですとか、安全管理体制、また、これまでの運行実績や経営状況等についても、慎重に審議して決定をしていきたいというふうに考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

木下温司君。

○9番（木下温司） ぜひお願いをしたいと思います。

また、前回の質問でも伺いましたが、関連して質問させていただきます。

運行についての見直し等はお考えでしょうか。

時間帯によっては、ほとんどお客さんが乗っていない便もあります。もちろん利用者の状況もありまして、毎便満席とはいきませんが、乗車の状況等を調査の上、効率のよい運行ができ、利用者の利便性が向上できるような配慮が必要と感じますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

村澤企画財政課長。

○企画財政課長（村澤明彦） 今回の運行事業者の変更に合わせまして、運行時刻についても見直しを行うべく、職員がバスに同乗して乗客の動向を調査する乗降調査を実施いたしました。乗降調査につきましては、7月31日から8月6日までの1週間、大島線、氏乗線それぞれに乗車し、実施をいたしました。

最近の利用状況でありますとか、先ほどの乗降調査の結果、村民の皆さまの利用意向を踏まえまして、効率的で利便性に優れるルートや時刻について検討する必要があると思っております。

まだまだ検討の途中ではありますが、見直しを行う場合には、公共交通会議に諮り、承認を得まして、利用者の皆さまに周知をしまいたいと考えております。

以上です。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

木下温司君。

○9番（木下温司） これも関連的な質問になるかと思いますが、交通弱者対策といたしまして、今年度、移送事業の変更が行われましたが、それといわゆる漏れると申しますか、そういった免許返納に対しての弱者対策ということで、質問をさせていただきます。

地域住民の皆さんからは、免許証を返納したいが、足の確保ができないというご意見が寄せられています。福祉との関連もありますが、コミュニティバスの路線拡大が難しいとなれば、公共交通の補完として、一部地域においては、通院・買い物弱者については、運行の曜日を定め、定期的な乗り合いタクシー等の検討はできないでしょうか。

また、長野県タクシー協会では、免許証返納者の証明があれば、タクシー料金の1割が割り引かれます。

こうした制度と合わせ、タクシー料金の補助などで弱者対策を考えてはと思いますが、もう一つの方策として、デマンド交通という部分があります。

デマンド交通につきましては、先日、喬木村の議会を視察された新潟県の弥彦村、ここでも新潟交通の撤退によりましてデマンド交通をしているということと、それからもう一つは、国交省の関東運輸局交通政策部が行いましたオンデマンド交通の現状と課題の中でも、長野県の飯綱町、我々も議会改革の先進地として視察に行っているところなんです。ここもデマンド交通というような形をしているんですが、そこらを含めまして、今後の弱者対策としてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） ご質問にお答えをいたしたいと思います。

乗り合いタクシーなどのデマンド交通につきましては、イメージとしては、村民バスのような乗り合いバスの撤退後に導入されるのが、妥当な交通システムだと考えておまして、確かに時間帯の制限ですとか、乗り場まで行くのに大変、距離があるというようなご不満の声もお伺いをしておりますが、乗り合いバスの利用者がいなければ

ば、廃線も考えなければいけないということで、その路線維持についても、村としては大きな関心を持っております。

特に現在、村で運行しておりますバスについては、高齢者の皆さまも無料でご利用いただけますので、そのような交通機関が奪われるようなことが、デマンド交通の普及によって脅かされる可能性があり、業者もいなくなってしまうというような悪循環になるのかなあというふうに思っているところです。

ということで、現状では、乗り合いバスの運行をいま喬木村としては第一に考えておまして、運行しながら、乗り合いタクシーを導入するということは、いま現状としては考えづらいというふうに思っています。

また、新しいタクシー料金の補助につきましては、村では平成29年度から1年をかけまして、タクシー券を含む移送支援事業の見直しを行いまして、免許証または車両を有しない世帯の方に、1枚500円分のタクシー券を、お住まいの地区に応じて年間40枚から240枚を支給をさせていただいております。

この見直しをした後、現在半年が経過したところでございますので、今後の利用状況や皆さまからのご意見・ご要望を総合的に勘案しながら、検討をしてみたいというふうに思っております。

いずれにしましても、村内の公共交通のあり方につきましては、村民バス、コミュニティバスとともに、広域バス阿島線、遠山郷線や移送支援事業を含めまして、総合的に検討してしかなきゃいけないなあというふうに思っておりますが、当面は、31年度以降の村民バスの運行業者の選定で、この路線をいかに維持するかということに注力をしまして、来年度スムーズなスタートが切れるように準備をしてみたいというふうに考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

木下温司君。

○9番（木下温司） この質問をさせていただいたのは、いわゆる移送支援事業の対象外といますか、免許を持った方が家庭内におられると、90近くになってまだ運転しているんだけど、免許証を返納したいと、しかし息子や嫁さんも免許を持っていて、日中は勤めに出ちゃっていると、こういうのは移送支援事業の対象にはならないということもあって、特にこのバスの路線図を見ましても、下段、それからある程度村民バスのいっているところというのは、停留所まで非常に近いというか、1キロもない部分なんで、そういった返納、いわゆる高齢者の運転並びに事故を防ぐために、何ら

かの対応がお願いできればということで、今回質問させていただきましたが、いま公共交通のあり方について、それぞれの段階で検討されているということですので、それらも含んでいただきながら、検討をお願いしたいと思います。

高齢化が進む中、公共交通のあり方はますます重要になってくると思われま。地域の公平性なども考慮し、効率性が高く、住民が利用しやすい公共交通の環境整備をお願いし、以上で私の質問を終わります。

○議長（下岡幸文） 以上で木下温司議員の質問は終わりました。

◇ 通告4番 福澤 真理子 ◇

○議長（下岡幸文） 続いて、通告4番、福澤真理子君。

○3番（福澤真理子） 議席番号3番、福澤真理子です。お願いします。

質問は2つ、お願いをしております。

1つ目ですが、小学校、中学校、保育園等子どもたちと先生方が、安全に安心して活動できる環境をどうつくるかについてです。

例年のない暑さで、政府も「災害」と呼ぶほどの暑さでありました。9月に入り、朝夕は過ごしやすくなってきましたが、お盆も過ぎても日中の気温は30度を超える日が続いておりました。小学校では8月に入り、夏休み中のプール開放を中止する事態にもなるほどの暑さでございました。

各学校におきましては、保護者への注意喚起や対策への協力をお願い、保護者の協力などで対応されてきました。学校内においても、現在の施設、環境下においてさまざまな工夫をされて、児童・生徒の健康を守る取り組みの様子をお聞きいたしました。しかし、教室内の温度が32度あるいは35度にもなる日もあったというふうにお聞きしております。

で、国は学校環境衛生基準を見直し、この4月から夏は30度から28度に、冬は10度から17度に見直しをしたと聞いております。

で、平成29年の文部科学省の空調、冷房設備の設置状況の調査結果では、全国平均74.5%に比べ、長野県は8.8%という結果が出ております。さわやか信州といわれますが、平地ではそうとは言えない状況となっております。

国、県もエアコン設置の検討の方向に動き出しております。エアコン設置などは、学校施設の環境改善に対して、費用の3分の1の交付の制度が、補助金の交付の制度がありますが、トイレなどの他の施設の事業も含まれ、なかなかエアコンにまで手が

回らないといったような状況のようでございます。

長野県の阿部知事も、文科相へエアコン設置が順調に進むよう、財源確保などを求める緊急要望書を提出されたことは、新聞でも報道されております。近隣の町村におきましても、最近の新聞報道にも進められておりますし、既にエアコン設置をしたという村とかございます。徐々にエアコンの設置が進みつつあるようです。

で、村内各学校では、村、教育委員会にも心配していただき、ありがたいというふうに言われておりました。命に関わる危険ともいえる暑さから、子どもたちやその環境下で子どもたちの健康を気遣い、対応しておられる先生方の命や健康を守る対策が必要と考えておりました。

学校にはエアコンの設置などの要望は、直接は届いていないというお話もお聞きいたしました。しかし、保護者の方からは、「言わないけれど、お母さんたちが集まると、暑くて子どもが心配だ。エアコンほしいねという話になる」、「暑くて子どもが学校に行きたくないという」、「授業参観に行ったけど、とても暑くて大変。子どもも集中できないし、先生も大変そうだった」などの声を聞いています。

8月30日の新聞報道で、本村が「普通教室にエアコン、全小中で設置の方針」という報道がされております。

そこでお伺いいたします。

エアコン設置は大変歓迎するものでありますが、小学校、中学校ともに環境の整備が緊急に必要なことは同じであり、来年度一斉に行うことは考えられなかったか、お聞きしたいと思います。

報道では、小中全部ですが、来年度、中学校、翌年、その翌年に小学校というふう

に報道があったかと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（下岡幸文） 答弁願ひます。

林田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林田 諭） 現在、中学校におきまして、普通教室、図書館、相談室へエアコンの設置を検討しております。

設置費用につきましては、税抜きで2,600万円程度を見込んでおります。

財源としましては、現在のところ、文部科学省の学校施設環境改善交付金という交付金に、来年度、平成31年度の補助申請を行っております。

国の補正予算等で追加予算が付いた場合につきましては、今年度、30年度に前倒しして実施することも可能であるというように国の方には報告しております。

来年度、小学校、小中学校を一斉に整備することについて、ご質問いただきましたけれども、エアコンの設置につきましては、非常に多くの予算、財源がかかります。特に小学校につきましては、教室数が多いため、年度を分けて整備したいということで、こちらでは考えておりました。

また、第一小学校につきましては2階建て、第二小学校は、普通教室が東側に位置しておりますので、西日が入りにくいという点も考慮しまして、まずは3階建てで特に南側、西側にありまして、室温の上昇が著しい中学校を先に整備させていただきたいというふうに考えております。

ただ、7月下旬に、報道におきまして、官房長官によりますエアコン設置の政府での補助というものを検討していきたいというような記事も出ておりましたし、今後、国の補正予算も考えられますので、国の情勢や動向に注視しまして、そういった財源が確保できるというような見通しが立ちましたら、中学校と併せまして、小学校2校につきましても同時に整備を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

福澤真理子君。

○3番（福澤真理子） 来年度設置するということになりますと、もう既に今から準備を始めないと、来年の夏に間に合わないのではないかとというふうに考えるわけですが、国のその環境改善の補助のことについても、申請してもなかなか受けられないという状況もあるというふうにお聞きしております。これはすいません、調べてはなんですが、お聞きした情報では、愛知県で67校、67校申請したけれども、いずれも却下、ゼロだったというふうな状況もあるようです。

で、近隣の町村でも、既に中学校の設置は済んで、来年度、小学校を導入するという町村もありまして、そこについてお聞きしましたら、村単でやっているというふうにもお聞きしております。

で、もう緊急事態ということで、確かに財源の問題はありまして、それをどこから持ってくるかということは、私には今ここでは申し上げられませんが、そういったことも踏まえて、緊急にこう対応していただくということは無理なことかと、もう一度お聞きします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 議会冒頭のあいさつでも申し上げましたけれども、国でも今回の暑さ

については、災害並みだということで認識をしているということで、学境改善交付金については、文部科学省では従来措置しなかった2,400億円をエアコンのために概算要求を出しておるということで、これからの国会審議を待つことになろうかと思えます。

村としましては、この交付金の活用というのも視野に入れておりますけれども、もう一個は、起債の活用ということもございまして、義務教育債を活用するのがいいのか、交付金に頼るのがいいのか、ということでいま検討させていただいておりますけれども、有利な方法を選択して、できるだけ早急に整備をするということでございます。

起債の申請については、今年の12月ということになりますので、もちろん村としましては、報道に出る前から準備はさせていただいております、どれくらい整備費がかかるかというような概算も出しておりますので、一番有利な方法を選択していきたいというふうに考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

福澤真理子君。

○3番（福澤真理子） はい、よくわかりました。ぜひ村としても、村長の理解も得られておりますので、ぜひ先送りをせずに進めていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

次に移りますが、よろしいでしょうか。

普通教室に設置という方針のように報道されておりましたが、第二小学校においては、3階に位置する音楽室と図書室も非常に暑くなり、大変であるというふうにお聞きしております。図書室については、図書室から本を持ってきて教室で読むとか、あるいはほかの教室で読む、使う、場所を使うということで対応されているということですが、音楽室の場合は、移動ができないという状況もございまして、そういったその普通教室に限らず、そういう特別教室というか、授業に必要な教室もあるかと思ひまして、そういうところも必要と考えますが、どのように考えておられるか、お聞きしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林田 諭） 小学校2校につきましては、エアコン設置に向けまして、学校に対しまして設置をする教室の希望調査を行っております。

国の補正予算等そういった予算が付いた場合の迅速に対応できるように、準備を行っているところであります。

第二小学校の音楽室や図書室といった3階の教室への設置ということでお話をいただきましたけれども、まずは、児童が多く時間を過ごします普通教室を中心に整備を行っていきたいと思っておりますし、特別教室やその他の教室につきましては、教室の稼働率、それからその時期のカリキュラム、授業の実施する授業につきましても、総合的に判断をさせていただきまして、設置をどの場所にするかというところを、学校と合わせまして検討していきたいと思っております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

福澤眞理子君。

○3番（福澤眞理子） 学校の方でも、教育委員会や村は、とても学校の方を気にしてくださってありがたいというふうにお話を伺っております。で、要望等調査も、希望等調査もされているということですので、ぜひ実現をしていただけるようお願いをして、この質問を終わります。

あともう一つ、次ですが、一定の基準の下に運用されていると思われまので、事の実態はわかりませんが、エアコンが設置されているにも関わらず、スイッチを入れてくれないと子どもが訴える学校があるというふうな話を聞きました。

学校と村、教育委員会とは、連絡・連携がよく取られているようにお聞きしておりますので、本村においてはそのようなことは起こらないと思いますが、設置された暁には適切な運用ができるよう、準備を進めていただきたいと思います。どのように考えられますか、お聞きいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林田 諭） エアコンの適切な運用を、とのご質問でございますけれども、エアコンを設置したのにも関わらず、使用しないということは、意味のないことでもありますし、エアコンをむやみやたらに使うというのも、ランニングコストの面でもあまりよろしくないことではないかなと思っております。

エアコンの管理につきましては、学校にお願いするものとなりますけれども、部屋の温度が28度以上であれば使用するという使用方法につきましては、教育委員会と学校の方で協議を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

福澤眞理子君。

○3番（福澤眞理子） ありがとうございます。ぜひそのように進めていただきたいと思います。

次にですが、保育園の環境についてです。

保育園においては、現在、未満児室にエアコンが設置されております。各保育室へのエアコンの設置については、園の方では強い要望はないようにお聞きしております。しかし、この暑さの中で、先生方が事故のないようかなり気を遣われていることは事実であります。郡下の保育園児が救急搬送されたという話も聞いており、保育園についても何らかの対策を講じることが必要ではないかと考えますが、村としてはどのように考えておられるか、お聞きします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

丸山教育長。

○教育長（丸山貢弘） お答えいたします。

保育園における対策は、でございますが、北保育園につきましては、現在、未満児室3部屋、年長の部屋にエアコンが設置されております。お昼寝の時間等の際に、エアコンのある部屋に年少児・年中児を移動させて、全園児がエアコンのある部屋で過ごすよう対策をいたしております。

中央保育園につきましては、部屋が若干狭い年長児については、エアコンのある未満児室に移動し、年少児・年中児については、部屋に比較的余裕があるため、窓を開け、カーテンを閉め、3つの扇風機にて対応をしております。

南保育園については、全クラスの児童がエアコンのある未満児室に移動するなどの対応をとっております。

また、気温の高い日には野外での活動は避け、水分補給としてスポーツ飲料を水で薄め、飲ませるなどの対応をとってまいりました。

保育園統合の検討をしている現段階ですが、園児の安心、安全が最優先でありますので、来年度に向けては、スポットクーラーの季節リースや、軒先へのミストシャワー等の設置、職員室へ冷房器具の設置など、再検討を、再度検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

福澤眞理子君。

○3番（福澤真理子） ありがとうございます。

自分としては具体的な提案はできませんが、エアコンの使用頼みだけではなくて、温度を下げる方法はあるように聞いておりましたので、今スポットクーラーだとかミストシャワーだとかという方法も検討されているということで、大変ありがたいと思います。ぜひ来年の夏に向けて進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

1つ目の質問は以上で終わります。

2つ目の質問ですが、子どもの医療費窓口完全無料化についてということで、お聞きしたいと思います。

国は今年度から、医療費無料化を行っている自治体に強いてきた国民健康保険への減額措置、ペナルティを未就学児に限って廃止をしました。これを契機に、県はこの8月から、中学までの助成に伴うペナルティ部分の2分の1を負担するということになり、市町村の負担軽減を図る対策をとりました。

昨年4月の厚生労働省の調査で、18歳まで助成する市区町村は全体の3割まで広がっているそうです。全国の一部の町や村では、20歳まであるいは22歳までと対象年齢を広げている自治体もあるということです。

一部負担を除き、窓口で支払いをしなくて済むようになったことは、お金の心配をせずに安心して医者にかかることができ、大きな前進で歓迎するものです。窓口で「支払いを待ってください」と言わなくても済むということは、本当にうれしいことです。

7人に1人の子どもが貧困であるといわれる中で、負担金の支払いも大変であるという家庭があることも事実であります。一部メディアなどが、安易に受診する人が増えるという夜間や休日などの時間外の受診の件数は、全国で72万件、これが2006年度から2017年度は52.2万件へと減少傾向であるとの調査の結果を報告している記事があります。医療費助成時の拡充によって必要な医療を受けることができ、重症化が防止され、その結果として時間外受診が減ったと考えられると評価されていきました。

一方、気づきにくい病気といわれる歯肉炎、歯周病などの歯科受診件数は、0～19歳で02年度から17年度で4.6倍に増えているそうであります。これも必要な受診が増えた結果で、子どものうちに歯周病をきちんと治せば、将来的に全身の疾病予防になる。長い目で見て医療費の増加を大きく抑えることにつながると、指摘をしています。

県は、現物給付方式の導入を検討した際においても、受給者負担金について、議論の対象として、市町村の意向調査を実施したということです。その結果、現行と同様にすると回答が66市町村、全体の8割を超える結果であったということです。

その結果を踏まえ、検討会において、現行のワンレセプト当たり500円を維持することが適当であるとの議論のとりまとめがされたということでもあります。

全国知事会が6月、国に少子化対策の抜本的強化を要請し、子育て世代の経済的な負担の全般的な軽減の中で、すべての子どもを対象とした助成制度の創設、ペナルティを未就学児に限らず、すべて廃止を求めたという記事に触れました。

子育て支援として自治体が助成を行うことについて、国がペナルティを科すということが問題の根本ではないかと思っています。

村は、200円の補助、助成を行っており、受益者負担は300円となっており、県下でも遅れているとは言えませんが、数は少ないとはいえ、負担をゼロにしている自治体もあります。

病院・開業医の先生方からも、完全無料化はできないものか、という意見をお聞きします。経済的な問題なのか、保護者の意識の問題なのか、ちゃんと調査はしていないので判断はしかねるが、子どもの状態を見て、負担をなくす方がよいと思うと話してくださる先生もおられます。

そこで、この受給者の負担は、本当に必要な負担であると考えておられるか、お伺いいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 福祉医療の現物給付方式を導入するにあたりまして、長野県とそれから市町村で共同設置をいたしました福祉医療制度あり方検討会での検討の結果、この事業の発足時の「福祉サービスの受益と負担の関係を明確にし、共に制度を支え合う一員であることを受給者に自覚してもらおう」ことが現行においても変わっていない。また、福祉医療制度が将来にわたり持続可能な制度として、県民福祉の向上に寄与するために、現行の1レセプト当たり500円の受給者負担を維持することが適当であるという結論を受けまして、喬木村としましては、この趣旨を尊重した事業展開を行っているところでございます。

県と市町村が喧喧諤諤の議論をしまして決めたルールでございますので、村としては、このルールに従って粛々と進めてまいりたいと思っております。

ただし、県で決めました1レセプト500円という金額につきましては、下伊那郡下では、高森、飯田市が500円を徴収している以外はみんな300円ということになります。こちらは飯田医師会の方からも、下伊那地域で統一した基準を設けてほしいというご要望もございまして、喬木村としては、多くの自治体が採用している300円負担ということで、残り200円分を村が負担をしているという状況にはなっております。

ただ、冒頭申し上げましたとおり、公平な制度を維持するためには必要だという県と市町村の担当者間の議論の成果でございますので、村では、この負担金徴収については適正だと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

福澤眞理子君。

○3番（福澤眞理子） すいません。ご説明はよくわかりました。

全国の知事会でも、国に対してペナルティのすべて廃止を望む要望をしています。で、長野県もこの間、国に対して、そういう要望を繰り返し出しているというふうにお聞きしております。

住民に身近な地方の自治体が変わっていくことで、国を動かして、国の制度を動かしてきているのではないかというふうに思います。この間の窓口、子どもの医療費の窓口無料化についても、何十年という住民の運動が後ろにあると思っています。

そこで、村はほかに率先して、先ほども村長、答弁をいただきましたので、答えは変わらないかと思いますが、村は他に率先して負担の全廃をしていただきたいというふうにと思いますが、いかがでしょうか。改めてお聞きいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 義務教育就学前までの医療費の自己負担額は、総医療費の2割負担ということになっております。

さらに、今年8月より現物給付方式が導入されましたので、従前に比べまして、家庭にかかる医療費負担というのは格段に少なくなっているというふうに思っています。通常、お医者さんにかかりますと、2,000円、3,000円とかかかると思いますが、お子さんについては一律300円の負担で済むということになっています。

この制度については、善し悪しはあるかと思いますが、全国の知事会でも提言されておりますように、医療費について考えろという提言が、国に対して出されていると

ころでございます。

子どもについてはこういうことなんだけれど、じゃあ高齢者はどうなるんだとか、いろんな議論があって、公平な制度というのはなんだろうというのは、いつも念頭に考えなければいけないというふうに思っておりますし、この負担金の全廃について、村で責任を負って行うということではなく、知事会でも提言しておりますとおり、国の責任において方針は定めるべきだと、私は考えておまして、それが日本国民であるすべての住民が公平、公正な制度であるんだというふうに思っているところです。

ということで、村が率先して負担金を全廃するという考えは、現在のところ持ち合わせておりませんし、この件についてはたびたびそういうお答えをさせていただいておりますので、あと議会の方で議決をいただいて、村内の医療費、福祉医療費については、負担は全廃すべきという議論が村の方に寄せられるようであれば、そこについてまた改めて考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

福澤眞理子君。

○3番（福澤眞理子） 現時点ではできないというふうに理解をしました。

ただ、全国の知事会でもそういうふうに動くと、動いているということだとか、それから県でも、国に対してそういう要請を繰り返し行っているということでもありますので、村としても、すぐにはできなくても、やっぱり県に対して、今回のその中学までの2分の1の負担を県が行ったように、そういったことが拡充していけるような、そういう働きかけをぜひしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（下岡幸文） 以上で福澤眞理子議員の質問は終わりました。

ここでお諮りいたします。

暫時休憩といたします。

再開は、午前10時55分といたします。

休 憩 午前10時39分

再 開 午前10時55分

○議長（下岡幸文） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

◇ 通告5番 東原 靖雄 ◇

○議長（下岡幸文） 通告5番、東原靖雄君。

○6番（東原靖雄） 議席番号6番、東原靖雄。

先に、3日前早朝、北海道胆振東部地震、震度7により山腹が崩壊し、集落が埋没されました。その多くの犠牲になりました方々、被災されました方々にお見舞いを申し上げます。

質問に入らせていただきます。

矢筈公園キャンプ場の見直し、整備について。

小川川上流に矢筈ダムが昭和53年に完成され、40年が経過しました。ダム周辺は天竜小渋系県立公園に指定されていて、この公園は河川敷内であり、が、村営矢筈公園としてキャンプ場が整備され、四阿・トイレ・炊事場等が設置され、当時は地元をはじめ多くの人たちがキャンプ場を訪れ、賑やかさがあり、地区活性化につながりました。

ところが、元へ。

その後、バブルの経済の崩壊により、訪れるお客さんは足が遠のき、またそのころより洪水により堆砂が始まり、湖面の広さは小さくなってきました。

キャンプ場、川遊びをする若者たちが増加してきました。ほとんどが県外者であり、最近では村内の若者も増加してくるようになり、夏場本番には多くのキャンプ客で昔を思わせる賑やかさになってきました。

自然豊さと広々とした河川敷のキャンプ場は、若者、子どもたちの絶好な場所であり、その光景は家庭の豊かさを感じられます。

そんな中で、来た人たちから、また村内の人たちからも、トイレに虫がいる、汚い、また炊事場へ道路側にできないかとの要望が寄せられてきました。

今後、三遠南信自動車の開通を見据え、交通量の増加とともに若者たちの自然を楽しむ傾向は一層強くなってきます。

この矢筈公園キャンプ場をいま一度見直しをかけ、トイレの水洗化、炊事場への道路の整備、四阿周辺の樹木の整理された明るい公園を造ることを提案しまして、質問とします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

福澤生活環境課長。

○生活環境課長（福澤博之） 矢筈キャンプ場は、天竜小渋水系の県立公園内にありまして、

シーズンには多くの方にご利用いただいております。

このキャンプ場の施設管理につきましては、トイレについて、週に1回の清掃を委託しておりまして、トイレの便槽につきましては、順次巡回の方をさせていただいて、必要に応じて引き抜きの方を実施しております。

飲料水につきましては、年に1回の水質検査の方を実施している状況になります。

また、河川内に下りていく道路につきましては、夏前に、今年の夏前に舗装修繕の方を実施させていただいております。

議員からご提案のありました施設整備の関係になりますけれども、まず、河川の左岸にあります四阿、炊事場等がありますけれども、ここについては保安林内ということで、現状を維持するということが可能なんですけれども、改良するということがなると、難しいのが状況であります。周辺の樹木の整備等はできますので、必要に合わせて維持修繕の方は考えていきたいと思っております。

あと、河川の右岸ですけれども、ここは河川内ということですので、新たな施設整備というのはいかない状況でございます。

したがって、トイレを新規で建て直すということは難しくなっております。

以前からトイレに関しましては、改良等の要望が出ております。それは承知しております。それについても検討した経過はございますけれども、そういったことで現在のところ、現状のままになっているということでございますけれども、いま一度、河川の方を管理しております建設事務所さんの方と協議をさせていただいて、どんなことができるか、ちょっと検討させていただきたいと思っております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

東原靖雄君。

○6番（東原靖雄） いま答弁されたように、管理されておるということでありますが、実際にキャンプへ来ておる人たちを見ると、先ほど質問したように、汚いということが第一の印象であります。

今後、そういったものも検討なり、ちょっといろいろの面で、法的な面で問題というものがありますが、ただ、三遠南信ができますと、前から言っているように、喬木村の玄関口となるということで、この河川敷でのキャンプ場、飯田下伊那には和知野川に天竜川下流、河口の近くにそうしたキャンプ場はありますけれど、やはり天竜川という大きな川が手前ということで、そうした遊びが果たして重要になる、やっていけるかということになると、やはり矢筈ダム、あの河川敷、広々としたところで、これ

からの若い者たち、そして子どもたちが成長していくには必要な運動の場ではないかというふうに私はしております。

ただ、私、今この公園について、実は台風21号の影響で、上飯田線不通になりました。昨日まで不通になっておりまして、夕べからの降雨で、私、現地へ足を運んでないわけですが、ただ、情報によりますと、あの公園の河原、もう全然変わっていると、川の筋も、左岸であったのが右岸側の方へきているということになると、これは、区、村、県の河川課等も交えて、これからのあの広場を整備するなり、また来年の34回の矢筈公園夏祭りには果たしてできるかどうか、そんな状況であるという報道を聞いております。

今後、こういったいま片側交通通行になりましたので、私も早速現地へ見たいと思いますけど、やはり現実はそのようになっておりましたけど、ただ、砂防湖ダムということで、あのダムがなかったら、大きな災害が下へもたらかしておるということを見ると、ダムの目的は果たしているかなというふうに思います。

そんな中で、湖面がどれだけ小さくなっているのか。これについては、県でも2年に一度砂を出すということで、今年もそんな計画がされておるわけですが、やはりあのダムは、数少ない河川のキャンプ場、ぜひ維持すると同時に、村のひとつの子どもたち、若い人たちの家庭が豊かになれる場をつくる公園にしていきたいと、ということで、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（下岡幸文） 以上で東原靖雄議員の質問は終わりました。

◇ 通告6番 下平 貢 ◇

○議長（下岡幸文） 続きまして、通告番号6番、下平貢君。

○2番（下平 貢） 議席番号2番、下平貢であります。

まずはじめに、今年7月に発生いたしました西日本豪雨災害、先日の台風21号、そして北海道胆振東部地震と、日本列島各地で甚大な被害に見舞われました。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された多くの皆さま方に改めてお見舞いを申し上げます。

さて、私からは、喬木村の地域防災力強化に関連した質問をさせていただきます。

本年の7月の豪雨の際には、本村におきましても、天竜川伊久間弁天橋付近の河川水位が、氾濫注意水位を超えたり、土砂災害警戒情報などにより、初めて全村に対し、避難準備・高齢者等避難開始が発令されるなど、場所さえ違えば、大災害につながっ

た状況となりました。

また、先日の台風21号の際には、村内でも避難勧告が発令され、土砂崩れや果樹の落下、ビニールハウスの倒壊など、数々の被害が発生しております。

幸いにして大きな災害にはならなかったわけではありますが、被害に遭われた方々にはお見舞いを申し上げるとともに、職員の皆さまには、数日にわたる徹夜勤務を含む災害対応に、改めて敬意と感謝を申し上げるところであります。

ところで、今後、南海トラフを震源とする大規模な地震がいつ起きてもおかしくないとと言われております。最大震度7、最大マグニチュード9といわれ、当地域においても震度6の揺れが予想されています。今まで以上に災害に対し、真剣に向き合っていく必要があると考えます。

そうした中、各地区で行われた防災研修会は、防災・減災に対し、考えるよいきっかけとなったと思います。阪神・淡路大震災をはじめ、東日本大震災を教訓に、各地で地域防災力の強化の重要性が叫ばれてきております。

平成28年4月に発生した熊本地震では、震度7の地震が立て続けに2回も発生し、観測史上例を見ない事象により、熊本市とその近隣市町村に甚大な被害をもたらしたことは記憶に新しいところであります。

また、先日の北海道地震に見られる被害の発生状況を見る限り、土砂崩れの発生など、参考となる事例が多く見受けられました。

そこで、9月2日に行われました総合防災訓練について、各自治体ごと特徴ある訓練が行われたと推察をいたしますが、まだ日も浅いところですが、現在のところ、どのように検証しているか、お伺いをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 今議会冒頭で村長が申し上げましたが、7月の豪雨災害や、先日の台風による災害、また大阪北部地震、さらには、今もお話にありましたが、6日の北海道胆振東部地震を目の当たりにする中で、改めて災害と向き合って、住民の皆さまの安全、安心の確保の取り組みを進めなければならないと強く感じているところがあります。

村では、6月から8月にかけて、村内全16地区で地区防災研修会を初めて開催したところ、500人を超える多くの方に参加をしていただき、地域防災力の強化のきっかけづくりができたと認識しております。

研修会の中では、防災訓練のあり方についてのお話もいただきました。講師によりますと、地震発生時には、まず自らその安全を確保し、続いて隣近所で助け合うという前提に立ち、各地区では災害時の場面を想定した訓練が大事とのことで、今年度、各地区の訓練においては、それらを意識して行っていただいたものと認識しております。

訓練の検証については、現時点においては、地区からの防災訓練実施状況を報告いただいている段階ですので、とりまとめた後に全体の検証を行いたいと思っております。

あらかじめ提出いただいております各地区の計画を見ますと、地域住民に対するAEDや発電機の使用レクチャー、さまざまな用具を使ったの担架の作成等、従来の防災訓練以上に現実現場に即した内容で実施していただけたと認識しております。

また、7月上旬に村が全村に発令した避難準備・高齢者等避難開始発令の際には、各地区で避難所を開設していただきましたが、これらへの対応としまして、今年度は、各地区の避難所開設訓練の実施もお願いしまして、実施がなされておると認識しております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

下平貢君。

○2番（下平 貢） 住民意識がだいぶ高まってきたということで、従来以上に充実した訓練ができたということで、一安心をするところでありますが、大きな震災に備えて、これからもいろんな角度からの検証を重ねていただき、防災・減災に努めていかなければならないと感ずるところであります。

大きな災害の教訓から、特に人口の少ない小規模な自治体は、職員の少なさや耐震化の遅れなどから、大規模災害時には、より厳しい現実に直面されるといわれております。

このところ、大きな災害が頻繁に起こっていること踏まえると、BCP業務継続計画の策定が急務といわれております。

そこで、喬木村においては、昨年、地域防災計画が策定をされておりますが、BCPの策定の状況はどのようになっているか、お伺いをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 村の方の業務継続計画、いわゆるBCPの策定につきましては、

昨年度から着手しておりまして、現在も策定作業を進めているところになります。

BCPにつきましては、地域防災計画とは異なりまして、法定による策定義務計画ではありませんが、役場自体が被災した際には、災害対策を行う一方で、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務もある中で、その際に適切な業務執行を行うために、非常に重要な計画であると認識をしております。

標準的な計画項目は6項目ありまして、そのうち計画の柱であります非常時優先業務の洗い出し作業につきましては、各課より項目を通知し、概ね継続すべき業務の把握ができています。

ほかの5項目につきましては、首長不在時の明確な代行順位と職員の参集体制のあり方、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、職員の水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保及び重要な行政データバックアップになります。こちらについては、地域防災計画等で規定されている事項に基づきまして、できる限り早い時期に策定を行ってまいりたいと、現在考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

下平貢君。

○2番（下平 貢） BCPの策定は、災害時に行政自らも被災し、人・物・情報など利用できる資源に制約がある状況下で、優先すべき業務を明確化にし、遂行していく上で重要な計画ととらえております。併せて、地域防災力強化に向けて、このBCPを、住民に対し早期に示していくことも、危機管理意識高揚にもつながると考えております。

続きまして、次世代に向けた消防団の組織のあり方について、ご質問を申し上げます。

地域防災力の強化を考えたときに、消防団は非常に重要なポジションにあるということはあると思います。

本年、喬木村消防団は組織編制を改正しました。併せて、義務金の徴収を廃止しました。

大きな変革にも関わらず、大きな混乱も起きず、団運営が遂行できているのも、団本部の統制と団員一人一人の協力、地域の理解と支援がなされたことが、大きく関与しているものと思われます。しかしながら、変革の際には、数々の課題も生じてくることは否めません。義務金廃止により、班の資金繰りに影響が出たところも多いと聞いております。また、団員確保のための手綱でもあった義務金がなくなったことによ

り、入団拒否や中途退団も危惧されてきておると聞いております。決して義務金の問題ではないと考えておりますが、団をはじめ住民一人一人にわかりやすい説明が必要と感じております。

従来の消防団の位置づけは、火災をはじめ各種災害に対し、どちらかといえば初動の域の活動を前提に組織し、訓練を行ってきておりました。特に火災においては、初期消火活動に重点を置いた訓練が主となっています。操法についても、いかに初期の段階で迅速に安全に消火できるかの訓練が目的です。水防についても、人力で対応できる範囲内にとらえております。

しかしながら、大きな震災を経験する中で、平成25年12月に、消防団を中核とした地域防災力の充実、強化に関する法律が定められ、消防団の背負うその責務は大きく変革したものと思われまます。

この法律では、消防団は、地域防災力の中核として欠くことのできない、代替性のない存在と位置づけています。すなわち、地域防災の要、リーダー的存在であると解釈をいたします。

こうしたことから考えると、なり手不足、報酬など多くの課題に対し、真剣に向き合っていかなければならないと考えます。

消防の課題を、消防団のみに任せるのではなく、地域ぐるみで解決していく仕組みづくりが急務ではないかと感じております。例えば、団員確保については、各地域において、必要団員数の確保のために、地区選抜の仕組みや、各地区から報酬の保障制度の確立や、村の支援制度の見直しといった抜本的改革が必要と思われまます。

消防団の重要性をしっかりと住民に理解をしてもらい、地域の担い手としての位置づけを明確にしていくことが、今後の災害に対して大切だと考えます。

消防団は、単に消防団活動で終わることなく、将来の地域を担っていく人材を育成していく上で大切な団体と理解をしております。

そうした観点からも、今後の消防団のあり方、位置づけについて、村としてどう考えているか、お伺いをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 最初に、消防団によるいわゆる義務金につきましては、各分団ごとに対応をしていたというふうに認識をしておりますが、以前から不公平な制度であるという意見が、村にも多く寄せられておりました。

地域住民の安全、安心を担保する消防団活動は、地域全体で支え合うべきものとして、全村に影響があることから、村としましては、消防委員会へ諮問し、委員からの答申意見を踏まえ、義務金の廃止を消防団に要請したものになります。

地域防災力の観点から申し上げますと、消防団のあり方、位置づけについてのご質問に対してですが、先ほども申し上げたようなさまざまな災害を目の当たりにしまして、村の防災力強化、充実というのは、引き続いて村の重要な課題だというふうに認識をしております。

地域の防災力を高めるためには、日ごろからの備えが重要で、住民の皆さま一人一人に地域防災の重要性を認識をしていただき、それぞれが役割を果たし、総力を結集して取り組まねばなし得ない大変な仕事だというふうに認識をしております。

その上で、各地区ごとに組織され、拠点を持ち、火災をはじめとする災害が発生したときには、即時に対応することができる消防団は、まさに地域防災を担う中核だと認識をしております。その強化も図ってまいらなければいけないというふうに思っています。そして、消防団については、議員もおっしゃるとおり、消防活動について、地域づくりの担い手として、その将来が大いに期待されるものでございます。

そのように、消防団に対する期待はますます高まっている中で、消防団員の確保は喫緊の課題になっています。近年の団員数の減少は大変著しいものがございまして、既に大島・加々須地区では、現役の消防団員が確保できない状況となっておりますし、これからの将来推計を見ていきますと、まだいくつかの自治会で現役消防団員がゼロとなるというような推計もなされております。

減員の理由につきましては、人口減少、あるいは少子高齢化、コミュニティの変化など、さまざまな理由が考えられますが、村でも消防団を支える取り組みをしっかりと行っていかなければいけないということで、まずは「自分たちの地域は自分たちで守る」といった意識を、全村民の方に持っていただくのが肝要であるというふうに考えています。

各地域において、消防団との連携強化ですとか、男女を問わず、消防団員を確保していく取り組みも含めまして、消防団活動へのご理解とご協力をいただきたいと考えております。

今まで火災については全団が出動しておりましたが、水防ですとか、災害時の対応については、各地区の班が主体となって動いていただいておりますが、申し上げますとおおり、いくつかの自治会で、その現役団員が確保できないという危機的な状況

がある中で、じゃあ隣の自治会が、じゃあお隣は団員さんがいないから助けましょうというにも、自分のところの団員さん自体が減っていつてしまっているという状況の中で、そのようなことも考えにくいということで、消防団の編制につきましては、先ほど議員からご提案いただきました件も含めまして、消防委員会等でしっかり議論を煮詰めていきたいというふうに考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

下平貢君。

○2番（下平 貢） ただいまの答弁のとおり、私も同感でありまして、団組織ばかりでなく、地域組織としての危機意識をやはり高めていくことが大事だというふうに思っております。

続きまして、地域防災力強化に向けた啓蒙活動についてということで、ご質問をいたします。

地域の防災や減災に向けた活動や、消防団の役割や今後のあるべき位置づけなど、住民の皆さまに対し、まだまだ浸透していないのではないかと考えております。防災や減災、そして有事の際には、自助、共助の中で自らが活動し、成り立つものと考えております。

有事の際に、村が何とかしてくれるのが当たり前と思っている方がまだまだ多くいらっしゃると思います。震災に見舞われた自治体の経験を聞くところ、震災当初は、全くといってよいほど行政の助けは得られなかったというふうに聞いております。いわゆる公助に期待が持てないということをまずは念頭に、自らが動かなくてはならないと思います。

こうしたことから、今後の地域防災力強化に向けた取り組みとして、災害時の対応や、もしものときの行動指針、身近な連絡先であったり相談できる人などを明記しておくなど、また、自主防・消防団の位置づけなどを、住民にわかりやすく説明できるようなポップ化またはポスターなどを全戸配布し、目に付くところに貼っていただくことにより、自己啓発を促したらどうかと考えますが、ご意見をお伺いいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 地域防災力強化に向けましては、村や消防団における減災や防災の取り組みに加えまして、それぞれの住民の方、また、地域の自発的な活動・行動が大切になります。そして、そのことを地域の住民の皆さまに理解をしていただくこと

が重要であることは、議員ご指摘のとおりであると考えておりました、住民の皆さんにご理解をいただく取り組みを進めていかなければいけないと考えております。

その方法としまして、ポスター等の全戸配布、掲示のご提案を今いただきましたが、こちらにつきましては、最近の村からの文書などの配布物の状況を見ていますと、実際に活用していくのがなかなか難しいんじゃないかなというふうに考えております。

大変どのように理解をしていただくというのは難しい課題ではありますが、例えば、住民の皆さんや自治会と消防団の関わりを強くするような活動展開をしたいですとか、または区長会・区会連絡会との連携、さらにはいちごチャンネルやSNSの活用などについて、検討してまいりたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

下平貢君。

○2番（下平 貢） 大災害に向けて、やはり何らかのアクションといいますか、住民に対する情報伝達等々、これからも進めていく必要があるかと思っております。決して不安をあおるようなことは控えなければならぬと考えますが、必ず来るといわれております災害に対し、少しでも減災につながるような準備は大切だと考えております。そのためにも、住民意識の高揚と備えを、できる限り行っていくことが肝要だととらえております。

終わりに、昨年11月に気象庁は、南海トラフ地震に関する臨時情報の運用というものを開始するという発表がございました。

これによりますと、4つほどの危機情報があるわけでございますけれども、内容はまた別としまして、4つのケース、数々の災害の4つのケースで、その事象が発生した場合に、30分から2時間程度で広範囲に臨時情報を発信するということです。

例えば、南海トラフで想定される巨大地震よりも、小さいマグニチュード7以上の地震が発生した場合に、臨時情報を発するというふうになっております。

これらの臨時情報の取り扱いについては、今後、各自治体でもその対応を検討していかなければならないと感じております。併せて、行政をはじめ議会、そして各地区における、先程申し上げておりますBCPの策定の重要性を認識するとともに、地域一丸となって、起こる得る災害に備えていくことを確認いたしまして、私の質問を閉じます。

以上であります。

○議長（下岡幸文） 以上で下平貢議員の質問は終わりました。

この一般質問につきましては、くりんネットを通じまして全村に放送が流れております。くりんネットにつきましては、11時50分から定時放送がありますので、午前の会議は最長11時50分ということで申し合わせをしておりますが、次の質問に入りますと、質問途中になる可能性があります。

そこでお諮りいたします。

ここで昼食のため、休憩といたします。

午後の再開は、13時5分、午後1時5分といたします。

休 憩 午前11時28分

再 開 午後 1時05分

○議長（下岡幸文） それでは、休息を閉じて、会議を再開いたします。

◇ 通告7番 後藤 章人 ◇

○議長（下岡幸文） 通告7番、後藤章人君。

○8番（後藤章人） 議席番号8番、後藤章人です。

質問に先立ちまして、今月6日に発生した地震、平成30年北海道胆振東部地震により犠牲になった方々に、お悔やみ申し上げたいと思います。

また、先の台風21号接近の際には、当村において避難準備勧告が発令されました。こちらは幸い人命に関わる被害はなかったものの、住宅の屋根が飛ばされた方、庭の木が折れてしまったお宅、果樹の落下等、それぞれの皆さまにとって大変深刻な状況であったと思われまます。被災された方々に、心よりお見舞い申し上げます。

では、質問に入ります。

年々温暖化が進んできていますが、今年の夏は特別暑い夏でした。エアコンの需要が急に高まり、7月の初めに発注しても、工事まで1カ月半から2カ月待ちという話も聞きました。暑さは、子ども・お年寄りにも容赦なく襲いかかってきました。

そんな中、市瀬村長は、全小中学校の普通教室と特別教室にエアコンを設置する方針を打ち出しました。

昨今の異常気象を見ますと、これは子どもたちの安全のため、そして快適な学習環境を確保する上で大変ありがたいことでもあります。

そこで、エアコン設置のことにつきまして、質問をさせていただきます。

エアコンも、設置すればそれでよいというものでなく、設置後には大なり小なり何らかの問題点も出てくるのではないかと考えられます。

何点か気にかかることがありますので、質問いたします。

最初の質問です。

大人でもその環境によって、エアコンの効いた部屋で一日を過ごすと、体調に変化が生じることがあります。また、そのような状況の下で何日も過ごしますと、季節の変わり目に影響が見られるということもあります。

子どもの体調の変化、子どもの体に与える影響など、子どもの健康についての心配はないでしょうか。そのようなことはお考えになったことがありますでしょうか、お願いいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林田 諭） 冷房に長時間当たることによる冷えとか体のだるさを感じるなど、子どもたちの体調については心配される面があるとは思いますが。

児童・生徒の場合は、一日中エアコンが付いている環境に居続けるということは考えにくく、廊下にいたりとか、体育館で活動する時間も多くなってくると思います。

子どもたちの体調の変化につきましては、既にエアコンを設置してあります近隣の小中学校の状況もお聞きしながら、体調管理についての対応を今後も検討していきたいと思っております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

後藤章人君。

○8番（後藤章人） 子どもたちの健康のため、それからまた学習環境のために設置したエアコンが、子どもたちの体に影響を与えてしまうと、それは非常に悲しいこととなりますので、ぜひともその近隣なんかの、近隣の様子などを伺って、いい方向に向くようにどうかお願いしたいと思っております。

次に、医療に関わる方に問い合わせをしましたところ、その子どもたちに対する影響はないかということをお聞きしましたところ、クーラー病という言葉があるとおり、確かに影響はあるかもしれないが、設定温度の調節とか、使用時間などに細かく気を配れば心配はないと、それより今は熱中症の方が怖く、その対策が重要だとのことでありました。

健康の面から、温度管理・使用時間の管理は大変重要な事柄と思われていますが、どの

ように安全のための管理をしていくのか、お聞きします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林田 諭） エアコンの温度管理や使用時間の管理は、児童・生徒の体調管理の面、ランニングコストの面でも重要であると認識しております。

エアコンが既に設置されております高森中学校に問い合わせをしましたところ、エアコンの温度管理や使用時間、使用方法等につきましては、学校側が判断をしているということで、教室内の温度が30度を超えた場合にエアコンを入れ、エアコンの設定温度が26度ということをお聞きしております。

議員のご質問にもありますとおり、温度の管理、使用時間、使用方法等の適切な管理は非常に重要であると考えておりますので、喬木村としましては、教育委員会と学校で協議を行いまして、使用方法等につきまして、決定をしていきたいと思っております。

ちなみにエアコンの設置によります教育環境向上の効果というものが、文部科学省より公表されております。その中では、エアコンの設置後において学力が向上したというところも見られます。また、集中力、学習意欲の改善が見られたという報告もあります。エアコンを設置した年の前年と比較しますと、疾病により保健室を利用する児童が大幅に減少したと、健康面でも改善するとの結果が出ております。

また、教職員の労務環境も改善して、指導しやすくなったという効果も出ております。

児童・生徒の体調を損なわず、学習意欲が向上する温度管理を考慮しまして、使用方法などを決定していきたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

後藤章人君。

○8番（後藤章人） エアコンを設置していただければ、環境がよくなって勉強するのもいいんだろうなあ、涼しいんだろうなあくらいのことしか、自分としては考えてないというか、知りませんでしたけれども、今のようにいくつもの利点があるということは、大変うれしいことだと思います。

次にお聞きします。

中学校は、築50年を経て大改修の時期が近いと思われませんが、それを待たずに来年度設置するという決断したその考えの背景をお聞かせください。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 中学校校舎の大規模改修に合わせて設置する方が、費用面では大変効率的だというふうに考えておりますけれども、今年の夏の記録的な猛暑を受けまして、まずは生徒・教員の安全確保、それから快適な学習環境を早急に確保しなければならない喫緊の課題だというふうに判断をする中で、今回の決断に至ったところでございます。

中学校につきましては、大規模改修も控えておりますし、トイレの洋式化というような要望も出されているところでございまして、以前、中学3年の子どもたちにお話を伺う機会がございまして、そんな中で「エアコンの設置とトイレの洋式化と、皆さん、ほんとはどっちが大事だ」というようなことをお尋ねしたところ、聞いた生徒100%が全員が「エアコンが欲しい」というご要望をいただいております。

生徒の強い要望、それから国も、この猛暑は危機的状況であると判断をして、予算化の検討を進めているというような状況でございますので、この際、有利な財源の確保を模索しながら、中学校だけでなく、小学校も含めて、教室のエアコン整備の早期設置を図っていきたいというふうに決断したところでございます。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

後藤章人君。

○8番（後藤章人） 子どもたちの命に直結する事柄、そしてまた、現場の声をしっかりと聞いてくださった、それによつての決断ということで、大変英断であると、私はそのように感じたところでございます。

では、エアコンに関する最後の質問をいたします。

元気象庁の職員の方に、今後の温暖化について、気象庁はどのように見ているのかというその見解を尋ねましたところ、1990年以降ずっと温暖化が進んでいる。今後も、今日は過ごしやすかったなあとか、今朝は少し涼しいなあとか、一日ごとの差は多少あっても、年間を通せば、温暖化は進むばかりであるとのことであります。そして、異常気象といわれる天候が、これからは異常ではなくなり、また、天気予報でよく耳にする平年並みという言葉も、これからは使うところがなくなってしまうんじゃないかというようなことでございました。

そこで、お聞きいたします。

来年以降も、かなりの猛暑また酷暑となることは充分想像できることであります。

そこで、村内の施設、まずは避難所となるようなその地区の中核となる施設、そして消防の詰所などにエアコン設置の補助を検討願いたいのですが、いかがでしょうか。一斉に設置するという事は、財政の面からも決して望むものではありませんが、長期の計画の基での検討をお願いしたい、そのように考えますが、いかがでしょうか。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 7月5日に初めて全村に避難準備・高齢者等避難開始を発令いたしまして、各地区の集会所に避難所を開設をしていただきました際には、室内が非常に高い気温であり、避難された方は大変な状況であったとお聞きをしております、エアコンも必要な設備であると感じております。

一方で、避難所を開設するような状況では、停電により設備が機能しないことも想定をされまして、通常のエアコンの設置のみでは解決できない場合もございますし、エアコンを設置することになりますと、たぶんそれぞれの集会所の契約アンペアの変更等による電気料金の負担増が、各自治会の重荷になるのではないかと危惧をしております。

また、消防詰所へのエアコン整備につきましては、消防団の活動における環境改善の必要性は認識をしておりますけれども、活動の実態を見ている中で、使用期間、回数が非常に限定的であること、また、先ほど申しましたとおり、電気料金の負担金増が各自治会の負担になることから、課題があるのかなというふうに認識はしております。

そうは言いますが、議員よりご提案をいただきました地区の避難所、消防団詰所へのエアコン設置につきましては、それぞれに課題はございますけれども、地区で検討をしていただきまして、エアコン設置に対する要望がある場合については、村の方にご相談をいただきまして、既存の補助金交付規則の中で適用できないかどうか、検討していきたいなというふうに考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

後藤章人君。

○8番（後藤章人） 少しうれしいような、そんなような気持ちでいまお聞きしました。

一つの例でございますけれども、消防団との懇談会の中で出た言葉ですが、以前は班会をやるのにも、「暑くてしょうない、もう窓を開けて扇風機かけて」と、それで事

は足りたんですけれども、今は今度は、「暑くてやっとなれんわ」って、「早く終わりにしちゃうぞ」というような、そんな雰囲気だと言っておりました。「到底班会もままならぬ、まともにやっていけるような状況ではない」というようなことも聞いております。

それこそいま村長答弁のとおり、地区から要請がありましたときには、ぜひお願いしたいと思います。

それでは次に、危険なブロック塀等の撤去補助について、お聞きします。

今年の6月起きました大阪府北部地震でブロック塀が倒壊し、小学生が死亡した事故を思い、村内の危険な状態にあるブロック塀の撤去に補助金をお願いしたい旨の質問をするつもりでいましたが、既に村はその対策に取り組んでおり、新聞でも報道されました。

その要綱によると、内容は、私が考えた以上に住民の安全を考えたものでおりました。この要綱の施行にあたり、何点かお聞きいたします。

所有者のいない物件、もしくは所有者がはっきりしていない物件について、どのような取り扱い方をするのでしょうか。あくまでも申請者がいて、申請しないと、放置されたままになってしまうのでしょうか、お聞きします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 補助金につきましては、規則にもあるとおり、申請に基づき補助金交付がなされることとなりますので、申請者がいないものへの交付は困難になります。

ただ、今回の補助金の申請は、ブロック塀の所有者が原則になりますが、今回の申請の中では、申請できる方の範囲を広げまして、所有者から撤去に関する権利を付与されている方からの申請も可能としておりますので、地域など、所有者の方と連絡を取っていただき、対応していきたいと考えております。

所有者の不明なブロック塀につきましては、個別に相談をしていただきまして、対応については、地区の皆さんとも検討をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

後藤章人君。

○8番（後藤章人） 次にまいります。法整備がされましても、所有者にしてみますと、

いくらかの出費が生じます。そのために所有者が申請、補助申請をしないということもあり得る話かなというふうに思われます。そのため、せつかくの制度が生かし切れないことは、そういうことになってしまっは大いに残念なことでございます。

放置された物件が元で痛ましい事故が起こらないよう、行政から個人への働きかけというのは難しいことではあるかと思いますが、この法制度がしっかり生きるよう手を尽くしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） こちらの補助金につきましては、先ほどからも出ておりますとおり、大阪北部地震の痛ましい事故を受けて、村でも早急な対応が必要と考えまして、個人等がブロック塀を撤去する費用の半分を補助するものになります。

それから、できるだけ早い時期に対応していただくことも重要だと考えておりまして、補助の対象期間を平成33年3月までとしております。

ぜひ多くの方にご活用いただき、村内の危険なブロック塀の撤去が進むことを期待しております。

村からのすべての所有者の個々への働きかけは、議員もおっしゃっていただいたとおり、難しいとは考えておりますが、制度の創設、趣旨については、情報誌やいちごチャンネル、また関係の会議など、さまざまな方法により周知を図ってまいりますので、ぜひ地域でも声をかけ合っていていただき、対応していただきたいと思っております。

ただ、通学路のブロック塀の所有者の方につきましては、把握ができ次第、文書によるお知らせをしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

後藤章人君。

○8番（後藤章人） 先ほど質問いたしましたエアコンのことも、またただいまのブロック塀のことにつきましても、即子どもたち、また住民の方たちの命にすぐ関わることでございます。それに対して、このようないち早い対応を村でしているという姿は大変すばらしいものだと、そんなふうに感じております。

我々も、いま答弁にありましたように、地域に声をかけ合ってくれと、そんなような答弁がありましたけれども、ぜひともそんなふうにして、この制度がほんとに生きたものになるように協力してまいりたいと、そんなふうに思っております。

どうも以上でございます。

○議長（下岡幸文） 以上で後藤章人議員の質問は終わりました。

◇ 通告 8 番 中森 高茂 ◇

○議長（下岡幸文） 続いて、通告 8 番、中森高茂君。

○7 番（中森高茂） 議席番号 7 番、中森高茂でございます。

今回は、リニアの開通に向けたリニアの対策関連事業への取り組みと事業予算等について、2つの質問をさせていただきます。

まず、最初の質問でございます。

2027年、リニア開通予定に向けた喬木村のリニア対策関連事業への取り組みと今後の事業予算について、お尋ねいたします。

当村では、28年度より始まった第5次喬木村総合計画において、「喬木力結集！村の魅力を最大化しよう！！」を10年間の基本構想のスローガンに基本計画を策定し、基本目標を6つ掲げ、各分野で取り組んでおります。

3年目を迎え、それら各分野の施策の実施計画評価と見直し等が、施策評価シート・事務事業評価シートを基に現在行われているところです。

その中でも、今回、リニア・三遠南信道の開通を見据え、基本目標の2つ目として掲げられた「住みたいと思える生活基盤の整ったむら」、住みたいと思える生活基盤の整ったむらの実現のために、9年後に開通が予定されているリニア中央新幹線対策関連事業についての今後の取り組みと事業予算について、質問いたします。

長野県リニア整備推進事務所担当官により、用地単価説明会が阿島北リニア対策協議会員を対象に、7月、8月と2回に行われました。明後日の9月11日には、JR東海により用地補償説明会が行われ、それ以降に対象者の用地交渉が進捗していくことが予想されています。

境界線立ち会いが進まず、単価未確定の土地所有者の方々を除き、個々の交渉が始まりますが、それら多くの方々が無安な毎日を過ごされています。

そんな状況下において、村長の議会開会日での冒頭あいさつの中で、8月末が申し込み期限であった代替地の申し込みを、3カ月延長して11月までとしたことは、移転を余儀なくされる方々のことを配慮した措置というふうに思われます。

また、あいさつの中では、さらに日照・騒音問題等にも、住民に寄り添い、住環境への影響を最小限にしつつ、最大限事業進捗が図られるように取り組むとも述べてい

ます。

このあいさつからも、村として、この事業に対しての住民の不安解消に向けた取り組みと同時に、住民の期待や村の将来を見据えた取り組みの重要性というものを感じ取りました。

私も、阿島北リニア対策協議会の立場では、会員の皆さまから出された意見や要望を、JR東海のそれぞれの部門の担当者、用地交渉の主体である県リニア推進事務所並びに中日本高速道路の担当者に、その都度伝えているところではございます。

さらには、議員としても、リニア中央新幹線工事で日照問題等を抱えて暮らすことを余儀なくされている方々に、精神的な寄り添いは当然ながら、やはり精神面以外での対象の方々に救済する施策やよい案はないかと、思いを巡らす毎日が続いています。ときどき夢で見ますが、あっと思ったときに朝起きると忘れていたというような、そんな現状ではございます。

そのような中でも、阿島北地区のリニア路線の建設予定地近郊には、数社の企業からも移転の候補地としての依頼要請も寄せられておりますし、ガイドウェイヤードの跡地利用についても、さまざまな意見集約や提案など行われることが予想されます。

リニア・三遠南信道の開通を見据えた事業での先に述べた村の基本目標の実現に向けた将来像は、今後、多くの村民の意見や提案をいただく中で、また、各区会や各自治会や住民の同意を得る中での丁寧な説明を行いながら、進んでいくことというふうにも思われます。

今議会初日での監査委員の決算審査意見書の中でも、今後、確実に想定される事業に備えたリニア・三遠南信関連活性化基金におよそ2億5,000万円の積み立てが評価されておりました。

村長公約の柱の一つでもある、生活基盤の整ったむらづくりに向けた予算確保とインフラ整備の事業構想について、29年度末残高約10億5,000万円の活性化基金の状況も踏まえて、お聞きしたいと思います。

本来ならば、自分の構想を伝える中でお聞きするのが筋だというふうに思いますが、今後の一般会計からの基金への積み立てに対する考え方や、それを活用した中長期的な構想をお聞きする中で、今までの自分の考えを整理した後、次のステップへと、そんな気持ちで質問いたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 大変大きな質問をいただきました。

今回、今後のリニア対策関係事業について、まず申し上げたいと思いますが、本年度、堰下ガイドウェイヤードの造成工事が、早ければ年末ごろより予定をされておりました。工事費及び用地の売買を希望する方の土地を取得する費用を、当初予算で計上してございます。

ガイドウェイヤード周辺道路の整備工事につきましては、現在、長野県や長野県公安委員会との交差点協議が整い次第、着手をしたいというふうに考えているところでございます。

また、伊久間の工場団地につきましては、用地取得、敷地造成、周辺道路への改良工事が予定されています。

関連して、6月定例会で議員からの一般質問でも答弁させていただきました、リニア本線により移転を余儀なくされている皆さまの移転先として、住宅団地の整備が必要と判断した場合の用地取得、敷地造成、周辺道路の整備に係る費用も想定する必要がございます。

以上、堰下ガイドウェイヤード、伊久間団地、北住宅団地の整備に必要な費用として、実施計画上では約13億円を見込んでいるところでございます。

また、平成38年頃には堰下ガイドウェイヤードの賃貸借契約が終了するため、用地取得費約5億円が見込まれまして、合わせますと、約18億円を関連工事の費用として見込んでいるところでございます。

三遠南信自動車道におきましては、(仮称)氏乗インターチェンジが、地域振興インターチェンジとしての設置が決まっているところでございまして、現在、インターチェンジ予定地に至る村道918号線を、飯田国道事務所が工事用道路として整備、利用しておりますが、開通に合わせまして、アクセス道路として整備するには、村が負担する必要がございます。こちらの費用が数億円かかるだろうというふうにいま見込まれているところでございます。

村では、リニア中央新幹線や三遠南信自動車道の整備に係る財源としまして、平成27年度より、リニア・三遠南信道関連活性化基金を新設し、積み立てを行っております。29年度末の残高が約10億5,000万円となっているところでございます。

現状では、約11億円の資金不足が見込まれますが、実際には、ガイドウェイヤードの造成工事は、JRからの委託金で賄っていかうと思っておりますし、伊久間

工場団地の造成工事ですとか、北住宅団地の造成工事につきましても、売却による収入が見込まれるため、現在の基金残高で補うことが理想だなど、いま思っているところではあります。

一方で、堰下ガイドウェイヤード跡地の用地取得後、一帯の土地利用は、まだ具体的な計画は定めておりません。

住宅団地や工場団地、あるいは民間による開発であれば、売却により収入が見込めますが、小さな拠点としての機能を持った何らかの商業施設や公共施設など、賑わい創出をするための仕掛けをつくろうと思いますと、村で整備する必要がございます、こちらにも少なくとも10億円以上の資金が必要なのかなあというふうに思っているところでございます。

これに加えて、リニア関連事業以外でも、保育園の建て替えですとか、中学校の大規模改修が喫緊の課題となっております、それぞれ10億円単位の費用が見込まれるということで、保育園・中学校で約20億円の改修費用が必要になるだろうと見ておるところでございます。

これらを総合しますと、現在の公共施設整備基金、リニア関連基金を含めても、資金需要に応えることができないというのが、いまの現状でございます。これらはあくまでも概算でございますので、大型投資が必要な一方で、歳入の40%以上を占めております地方交付税は、今後の人口減少でさらに減額されることが予想されております、この先10年間、財政上大変厳しい状況が想定をされているところでございます。実際に必要な費用を見極めて、また一時的な資金需要も勘案しながら、今後も歳出の抑制に努め、基金を積み増すことによって、必要な財源の確保を努めてまいりたいというふうに思っています。

これからの10年間、大きな投資が続いてまいりますが、こちらは住民の方々の熱意、リニア・三遠南信を生かした地域づくりというのは、どなたも期待されていることでございますので、既存の補助事業も、適正かどうか見極める中で、現在はその備えをしっかりとやっていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

中森高茂君。

○7番（中森高茂） 今の答弁をお聞きしていますと、やはり常に村長が各種の講演会で、スーパーメガリージョン等いろいろな話をする中で、やはりその中での予算というの

は、なかなか細かいとこまでお聞きすることができなかつた中で、今回こういう質問をさせていただきました。

やはり地方交付税が減らされる中、また人口減少下の中で、これだけの費用がかかるということは、これやはり村民にも知っていただかないといけないし、これに向けたやはり取り組みというのは、今後10年間、10年なんていう月日はあつという間に経ってしまうので、どういう姿勢で向かうかということが、やはり大事なことなのかなあということでお聞きしました。

その中で、他県での駅構想や状況の問題点も、前回、JR東海本社へ木下議員とほかの講演会の翌日にお伺いしたときにも、やはり中津、山梨では、そういう問題については、かなりの取り組みが行われておりますが、喬木村は飯田市とはまた違って、駅ができる部分ではないので、なかなか意見が言える状況ではございませんが、期成同盟会では提案したというふうにはお聞きしております。

県の駅予定地では、今も申しましたとおり、私たちが参画できるような状況ではないですが、やはりそれであきらめてはだめで、大きな構成・夢というのは、やはり今後語っていかなければいけないし、行政単位が喬木村は小規模だということの利点を生かしたのは、いま村長が言われたように、開通後に向けた村の構想、村民益を最大限に生かせるように意見集約をしていくということ。村長はいつも講演会で言われているのは、多くの方々の意見をお寄せいただきたいと、いいアイデアを出していただきたいということを、私たち議員も中心になってやっていかなければいけないかなあということを確認したとこでございます。

以前、私の一般質問で提案した、長野県駅から見える景観につきましても、なかなかこれは私たち民間で進んでいくべきだということでございますが、興味のある方への主導ということで立ち上げができないかということ、今それら花に興味のある方にお話をしている状況です。将来的には、リニアで北地区の背負うマイナスの部分、日陰等マイナス部分より、村民全体が得るプラスの部分を増やすために、いろんなアイデアを出していかなければいけないというのが現状です。

例えば、万一の事態が起きた場合、リニアでの名古屋、東京への病院の搬送ができないかなど、細かいとこでのイメージをいま頭の中で考えていることもありますが、いずれにせよ、これから開通までの村の取り組みが、当村の将来を左右する一番重要な時期を迎えているということ、私たち議員も職員もそれぞれ認識し、議会改革を特に進める中では、多種多様な意見が出され、提案ができる議員と自分もならなくて

はならないし、そのためにもやはり女性や若者といったものが、人たち、あるいはそれぞれの分野で専門的な知識を持っている方々が参画いただくというのが、大事なことなのかなあということを考えております。

地域の要望というものはいろいろ出てくるわけですが、それは議会が主導で進めるべき問題か、村が取り組むべき問題なのか、あるいは地域の区会や自治会で取り組む問題なのか、あるいは民間活力で行うべきことなのかということ、それぞれあるいはそれぞれの機関が連携をして行うべきかということ、やはり冷静な判断の中で、自分が楽をすることじゃなくて、みんなで考えるという方向をつくっていきたいなあというふうに考えているところでございます。

自主財源の少ない当村の一般予算の財源を有効に活用していくには、やはり今の村の考え、村長の話の念頭に置き、今後、決算議会における村の決算、状況の分析が重要になってくるというふうに思います。予算決算、今後行われる予算決算常任委員会でのそれらを念頭に置いた取り組みをしていきたいし、あるいは私の今この質問につきましては、総務産建の建設委員会での課題として考えていっていただきたいなあというふうに考えて、思います。

それで、この質問については終わらせていただきます。

2番目に、中途退職職員に対応した部署の異動に関連し、今後、採用予定者のリニア対応職員の増員についてということでお尋ねいたします。

4月の高速交通対策課内のリニア対策関係職員が増員され、リニア問題に対して、課長も含め3人での対応となり、村がこの問題でやはり住民に寄り添う姿勢として、高く評価しておりました。ところが、2名の中途退職者が、住民窓口課からということで、以前、佐藤議員の質問で指摘もありましたが、住民窓口課への高速交通対策課からの異動となったわけでございます。と推測するところでございます。

今回の措置が、住民窓口サービスの低下にならないためにも必要だったとは思いますが、現在、職員の中途採用、募集採用を進めていく中で、村長あいさつでも、対象住民に寄り添うという姿勢が述べられた点からも、また、多くの課題を今後、リニア対策協、あるいは村対策委員会、議会の特別委員会等と関連機関への取り組みを進める中でも、そういう必要性からも対応していただければというふうに考えておりますが、村のお考えをお聞かせください。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

佐藤副村長。

○副村長（佐藤博一） 8月1日付の高速交通対策課から住民窓口課への職員の異動につきましては、中森議員のご指摘のとおり、7月末と8月末に住民窓口課職員が相次いで自己都合により退職することになったことの対応としまして、戸籍窓口サービスの低下を生じさせないための緊急的な措置として異動を行ったものでございます。

職員2名の欠員につきまして、現在、関係職員によりまして職務の分担を行いまし、対応しているところでございますけれども、年度後半に向けて、業務量の増加ですとか、新年度からの職員の補充も兼ねまして、社会人枠を含めまして、役場一般職員の募集を行うこととしたというところでございます。

先日実施しました採用1次試験には、社会人枠として8名に受験をしていただきました。この後、選考のための2次試験を行い、採用を決定することになりますけれども、社会人枠の受験者の中から採用予定者がありまして、年度途中から喬木村役場での勤務が可能ということであれば、来年4月を待たずに役場勤務を始めていただこうというふうに考えております。

ただ、年度途中で欠員2名が補充できる場合ばかりではないというふうに考えられますので、職員の配置につきましては、欠員が生じている部署に配慮を行いながら、役場全体の業務量を十分に検討した上で、配置を決めていきたいというふうに考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

中森高茂君。

○7番（中森高茂） 副村長の説明で、充分それについてはわかりましたが、やはり人事に関しては、私たちがとやかく言う問題ではないということは思いますが、なぜかという、異動した職員から異動前にこの聞き取る中で、リニアの移転対象者に対する熱い思いや、今後の日陰問題、騒音問題に対する非常に熱い気持ちというのは伝わってきたのが、私が話をする中でありました。

やはり私もいま仕事をして議員を、働きながら議員をする中で、勤めながら議員をする中で、やはり高速交通対策課の職員に頼ってはいけない部分ではございますが、事務的なものについては、やはりありがたいなあと、いま現課長、係長、そしてこの3名で非常にありがたいなあとという気持ちではやってきたわけでございます。できれば、本来なら、その3人で継続して問題に向かっていきたかったなあとという思いはありますが、いま副村長のおっしゃられるとおりだという、それは理解したところです。

北の対策協議会の役員として、やはり個別訪問に何回も伺って、それぞれの個別の

お話を聞く中で、今回、役場の職員が来てくれたんだよと、あの話しに来てくれたと、ありがたかったという意見を聞く中で、やはり村が真摯に対応しているなあというのを感じてきたところでございました。

今まさにこの工事で不利益を被る人たちに寄り添えるという方々は、私たち対策協議会の役員、メンバーだけではなく、村の方々にもやはり協力して行ってやってもらいたいなあというふうに考えて、あえて質問をしたところでございます。

いま求められているというものは、先ほども申しましたが、1番目の質問でも触れましたが、沿線住民への寄り添いととも、開通後にリニアで移動する県外の方々に、観光やあるいは移転等々、最適な村としてのビジョンを掲げ、実現に向けて取り組みを最優先させて行うことだというふうに認識をしております。

今回の、先ほどの村長の話の予算付け等回答を分析して、さらに夢の実現に向かい、議論を重ねることをお約束し、今回の一般質問を終わりといたします。

○議長（下岡幸文） 以上で中森高茂議員の質問は終わりました。

3. 散会

○議長（下岡幸文） これで本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 午後1時46分